

令和5年度
(2023年度)

専攻科学生便覧

熊本高等専門学校熊本キャンパス

熊本高専の理念と目的

1. 理念

本校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成および科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

2. 専攻科の目的

専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識および技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

3. 専攻科の教育上の目的（電子情報システム工学専攻）

電子情報システム工学専攻は、電子情報技術および応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。

－ 育成する人材像（専攻科） －

- 1 日本語および英語のコミュニケーション能力を有し国際的に活躍できる技術者
- 2 ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者
- 3 多分野における技術の基礎となる知識と技能、およびその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者
- 4 知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者
- 5 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付け、社会への貢献意識を持つ技術者
- 6 知的探求心を持ち、問題解決へ向けて主体的、創造的に取り組むことができる技術者



校章（シンボルマーク）

熊本高専の頭文字「K」をあしらったデザインです。

新高専のキャッチフレーズ「革新する技術，創造する未来 ～夢へ翔る熊本高専～」にも通じる躍動感に溢れていることから選定されました。

目 次

第1章 専攻科の概要

1. 専攻科の概要	2
(1) 専攻科の制度と特色	2
(2) 専攻科の沿革	3
2. 専攻科の目的, 教育上の目的, 育成する人材像	3
(1) 専攻科の目的	3
(2) 専攻科の教育上の目的	3
(3) 育成する人材像	3
3. 電子情報システム工学専攻	4
(1) 教育課程	4
(2) ディプロマポリシー〔修了認定の方針〕	4
(3) カリキュラムポリシー〔教育課程編成・実施の方針〕	5
(4) アドミッションポリシー〔入学者受入れの方針〕	5
(5) 履修コース	5
(6) 学習・教育到達目標	6
(7) ディプロマ・ポリシーと学習・到達目標との対応について	8
4. 本校(熊本キャンパス)の組織	9
(1) 教育研究組織	9
(2) 配置図	10

第2章 教務関係

1. 履修に関する事	12
(1) 科目の単位と授業方法	12
(2) 授業時間割	12
(3) 休講・補講	12
(4) 専攻科修了のための単位修得	12
(5) 履修届	13
(6) 履修変更届	13
(7) 履修取消届	13
(8) 試験と単位の認定	13
(9) GPAによる成績評価	14
(10) 再履修	14
(11) 学士(工学)の学位取得	14
2. 大学の授業科目の受講に関する事	15
(1) 放送大学について	15
<放送大学での単位修得について>	15

(2) 熊本大学工学部の授業科目の受講について	16
3. 大学改革支援・学位授与機構関係	16
(1) 大学改革支援・学位授与機構	16
(2) 学位授与申請	16
4. 就職と進学に関すること	16
(1) 就職	16
(2) 大学院進学	16
5. 学籍に関すること	17
(1) 休学、復学及び退学等	17
(2) 身上異動届等	17

第3章 学生生活について

1. 学生生活	19
(1) 年間行事予定	19
(2) 生活上の注意事項	19
<教室及び共同施設の利用にあたって>	19
<学生への連絡>	19
<飲酒・喫煙について>	19
<ハラスメント防止について>	19
(3) 保健衛生	19
<保健室>	19
<健康診断>	19
<健康相談>	20
<日本スポーツ振興センター>	20
<学生教育研究災害傷害保険>	20
(4) 学生支援室	20
(5) 学寮	20
(6) アルバイト	20
(7) 非常時（交通機関ストライキ、台風、積雪等）の授業について	21
(8) 通学時の交通安全	21
(9) 事故・違反の届け出	21
2. 図書館に関すること	21
(1) 図書館利用	21
(2) 開館時間	21
(3) 休館日	21
(4) 本を借りる（貸出）	21
(5) グループ学習室の利用	22
(6) 蔵書検索等、その他のサービス	22

3. 課外活動に関する事	22
(1) 専攻科学生の課外活動	22
(2) 施設利用等の手続き	22
(3) 掲示物及び印刷物の配布	22
4. 経済援助に関する事	23
(1) 授業料等の免除及び徴収猶予	23
(2) 奨学金制度	23
5. 防災に関する事	31
(1) 火災予防心得	31
(2) 火災発生時の措置	31
(3) その他	31
6. 学生旅客運賃割引証・通学証明書の交付	31
(1) 学生旅客運賃割引証（学割証）	31
(2) 通学証明書	31
7. 授業料等	32
8. 専攻科手続き一覧	32
(1) 交付を受けるもの	32
(2) 提出又は届出をするもの	32
(3) 願い出をするもの	33

第4章 諸規則

1. 熊本高等専門学校学則	35
2. 熊本高等専門学校専攻科電子情報システム工学専攻における 授業科目の履修方法等に関する規則	54
3. 熊本高等専門学校専攻科の成績評価の順位の取扱いに関する申合せ	56
4. 熊本高等専門学校学生準則	57
5. 熊本高等専門学校専攻科熊本キャンパス学生心得	63
6. 熊本高等専門学校熊本キャンパス台風・大雨等に伴う授業の取扱いに関する申合せ	66

第5章 履修要覧

1. 教育課程	68
(1) 教育課程表	68
(2) 履修科目の決定	70
履修科目チェックシート	71

第 1 章 専攻科の概要

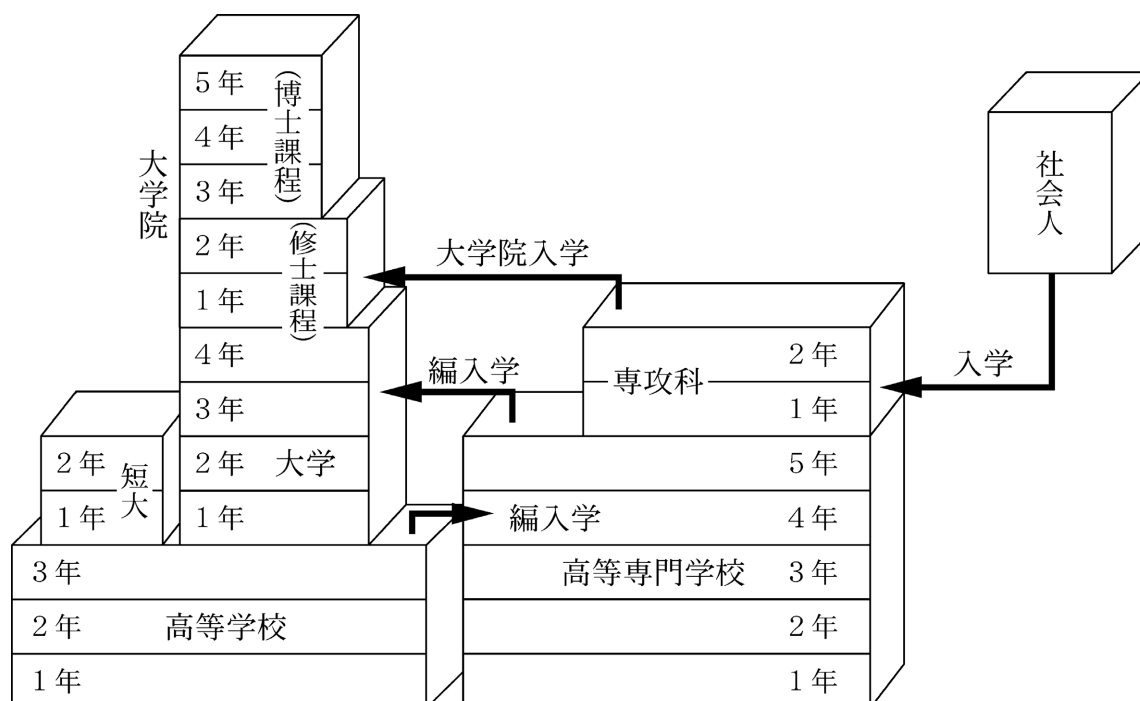
1. 専攻科の概要

(1) 専攻科の制度と特色

専攻科は、科学技術の高度化と国際化に対応するために、高等専門学校の5ヵ年で修得した教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識および技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とした教育課程です。本校では、本科の6学科を、「電子情報システム工学専攻」と「生産システム工学専攻」の2専攻にまとめ、高度の知識・素養とともに複合領域に対応できる幅広い視野を身に付けた実践的・創造的技術者の育成を目指します。

2つの専攻では、本科4年生から専攻科2年生までの4年間を、日本技術者教育認定機構(JABEE)に対応した「電子・情報技術応用工学コース」及び「生産システム工学」の2つの教育プログラムと専攻科2年間の教育課程だけからなる教育プログラム「電子情報技術専修コース」を設定しています。

また、高専の専攻科は大学改革支援・学位授与機構の認定を受けており、専攻科修了者は一定の要件を満たせば同機構に申請して学士(工学)の学位を取得でき、同時に大学院への入学資格を得ることができます。



図：学校体系における高等専門学校の位置づけ

(2) 専攻科の沿革

平成12年 4 月 1 日	専攻科（入学定員：電子情報システム工学専攻 8 人，制御情報システム工学専攻 8 人）設置
平成12年 4 月10日	第 1 回入学式挙行
平成14年 3 月15日	第 1 回修了証書授与式挙行（電子情報システム工学専攻 9 名，制御情報システム工学専攻 8 名）
平成14年 3 月25日	専攻科棟竣工
平成14年11月 8 日	専攻科棟・地域共同テクノセンター棟竣工
平成18年 5 月 8 日	JABEE 対応教育プログラム「電子・情報技術応用工学コース」が日本技術者教育認定機構から認定された。
平成21年10月 1 日	熊本電波高専と八代高専が高度化・再編により，熊本高専を設置
平成22年 4 月 1 日	熊本電波高専の電子情報システム工学専攻・制御情報システム工学専攻の 2 専攻を統合。熊本キャンパス専攻科「電子情報システム工学専攻」（入学定員：24 人）を設置
平成30年 3 月 6 日	JABEE 対応教育プログラム「電子・情報技術応用工学コース」が日本技術者教育認定機構から継続認定された。

2. 専攻科の目的，教育上の目的，育成する人材像

(1) 専攻科の目的

専攻科は，高等専門学校における教育の基礎の上に，精深な程度において工業に関する高度な専門的知識および技術を教授研究し，もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(2) 専攻科の教育上の目的

【電子情報システム工学専攻】

電子情報システム工学専攻は，電子情報技術および応用技術の高度化・グローバル化に対応して，電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け，複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え，かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。

【生産システム工学専攻】

生産システム工学専攻は，準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として，モノづくりの基礎をデザインしこれを展開して，国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる高度な開発技術者および地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。

(3) 育成する人材像

上記の目的を達成するため，専攻科では以下の技術者の育成を目指します。

1. 日本語および英語のコミュニケーション能力を有し，国際的に活躍できる技術者
2. ICT に関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者
3. 多分野における技術の基礎となる知識と技能，およびその分野の専門技術に関する高度な

知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を实践できる技術者

4. 知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者
5. 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付け、社会への貢献意識を持つ技術者
6. 知的探求心を持ち、問題解決へ向けて主体的、創造的に取り組むことができる技術者

3. 電子情報システム工学専攻

(1) 教育課程

本専攻分野における必須の知識として、5年間の本科教育（準学士課程）を基礎とした「創造性工学」、「感性情報工学」、「技術者倫理」などの総合基盤科目を配置しています。

これらと並行して、海外の研究論文の読解による専門技術の吸収と自らの研究を海外に発信するための専門英語技術を身に付けさせるための「技術英語」や研究開発能力の向上を目指す「システム工学特別研究Ⅰ，Ⅱ」の科目を設定し、これらを必修科目としています。また、専門選択科目として、電子・情報・制御系の基礎となる「デジタル電子回路学」や「データサイエンス」、「物理シミュレーション」などの専門基盤群を配置し、その応用選択科目群として「集積回路学」や「マルチメディア工学」などの電子通信系科目群と、「知的制御システム論」や「ロボット工学」などの制御情報系科目群を設けています。

さらに、エンジニアリングデザインの素養を身に付けさせる「創成技術デザイン実習」や「インターンシップ実習」の充実、「情報セキュリティ特論」や「ネットワーク工学特論」などの選択履修科目の充実、及びグローバルリーダーシップ育成センター連携による創造性を育むデザイン能力育成科目による実習、表現力スキル（プレゼンテーション能力）向上のための「技術英語」、「技術表現特論」などのコミュニケーション科目の充実により、さらに高度な実践的技術力の向上を図っています。

(2) ディプロマポリシー〔修了認定の方針〕

電子情報システム工学専攻は、電子情報技術および応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者を育成するために、本校に在籍し、以下のような能力を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

- D1. 日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる能力
- D2. ICTに関する基本的技術および工学への応用技術
- D3. 多分野における技術の基礎となる知識と技能、およびその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を实践できる能力
- D4. 知徳体の調和した人間性および社会性・協調性
- D5. 広い視野と技術のあり方に対する倫理観と、社会への貢献意識
- D6. 知的探求心を持ち、問題解決へ向けて主体的、創造的に取り組むことができる能力

(3) カリキュラムポリシー〔教育課程編成・実施の方針〕

ディプロマポリシーに掲げた能力を育成するために、以下の科目群を基本科目として用意している。

科目群	科目群の内容
総合基盤科目	人の感性を活かす技術や創造性と技術者に必要な倫理を身に付け、社会への貢献意識を涵養することを目的とする講義科目
コミュニケーション系科目	日本語および英語によるコミュニケーション能力の育成を目的とする講義、演習科目
実験研究系科目	創造性・チャレンジ性を発揮し、社会性・協調性・チームワーク力を用いながら、継続的に研究を遂行することのできる能力の習得を目的とする実験、実習科目
専門基盤系科目	(1)専門応用科目の基盤となる数学・自然科学の知識の修得を目的とする講義科目 (2)コンピュータを応用して課題を解決することのできる能力の習得を目的とする講義科目
専門応用系科目	(1)専門応用分野の中で、電子通信系の技術習得に関する講義科目 (2)専門応用分野の中で、情報制御系の技術習得に関する講義科目
共同教育系科目	実習を通じて実践的な課題を、多面的な考え方から解決する能力の育成を目的とする実習科目

(4) アドミッションポリシー〔入学者受入れの方針〕

専攻科では、本校の教育理念の下、次のような人を広く求めています。

- ・ 技術の向上や新しいものの創造に対する意欲を持っている人
- ・ 科学技術の基礎知識および専門分野の基礎的な知識と技術を持っている人
- ・ 日本語および英語の基本的コミュニケーション能力が備わっている人
- ・ 社会への貢献意識を持っている人

(5) 履修コース

電子情報システム工学専攻では、下表に示す2つの履修コースを設定しています。日本技術者認定機構（JABEE）の認定基準に適合する「電子・情報技術応用工学コース」と、JABEEの認定基準にとらわれることなく専攻する専門技術をさらに特化し、より深く修めることを目指す「電子情報技術専修コース」です。各コースの履修については別冊の「電子・情報技術応用工学コース 履修の手引き」を参照してください。

専攻	履修コース
電子情報システム工学専攻 (熊本キャンパス)	電子・情報技術応用工学コース (JABEE 対応コース)
	電子情報技術専修コース (JABEE 非対応コース)

(6) 学習・教育到達目標

①「電子・情報技術応用工学コース」

電子情報システム工学専攻は、電子情報技術および応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的としています。さらに、理念を体現した技術者像である育成する人材像が定められており、「電子・情報技術応用工学コース」として、その人間に備わる個々の能力を示したものが学習・教育到達目標です。

上記の教育理念を達成するために、具体的には以下に示すような知識・能力を身につけた技術者を育成することとし、これを学習・教育到達目標として設定しています。

(A) 日本語および英語のコミュニケーション能力	A-1 技術者として、分かりやすいきちんとした日本語での表現、技術報告書の作成、プレゼンテーションなどができる
	A-2 英語による基本的な表現（英文読解、英作文、英会話）ができる
	A-3 技術者としての英語のコミュニケーション能力を身に付ける
(B) コンピュータの基本的技術および工学への応用技術	B-1 コンピュータのハードウェアに関する基本的な働きを理解し、OSやプログラミング言語に関する基礎的な処理ができる
	B-2 工学的な課題についてコンピュータを応用して解決することができる
(C) 電子・情報系技術の基礎知識・能力	C-1 数学、物理などの基礎的な知識・能力を身に付け、それを工学の分野で利用できる
	C-2 電気磁気学や電子回路などの電子・情報系専門基礎科目の知識・能力を身に付ける
	C-3 基本的な測定機器の取り扱い、実験技術を身に付ける
(D) 電子・情報系技術の一分野において専門技術に関する知識・能力	D-1 通信技術・電子技術・制御技術・情報技術などの中から一分野の専門応用技術を身に付ける
	D-2 人の行動・感性を工学に生かす技術を身に付ける
	D-3 与えられた課題について、問題解決の過程を通じてデザイン能力を身に付ける
(E) 創造性、チャレンジ性を発揮できる素養	E-1 研究計画の立案、研究の進め方、結果の整理・考察などの一連の技術開発手順を学習し、創造性を身に付ける
	E-2 実験や研究途上で生じた新たな問題点を複眼的視点から解決し、技術者として自主的に取り組むチャレンジ性を身に付ける
	E-3 知的探究心を持ち、継続的に学習する習慣を身に付ける
	E-4 企業実習、校内での実習を通じ、与えられた課題に対する実践的な能力を身に付ける
(F) 人類への貢献意識を持ち、広い視野と倫理観を持った技術姿勢	F-1 諸外国の言語を学び各国の文化、価値観などに触れるとともに、社会の成立に不可欠な諸条件の基礎的知識を習得することにより、多面的に物事を考え価値観の異なる他者との共存ができる素養を身に付ける
	F-2 スポーツやグループワークを通して協力・連携の意識を育み、社会性・協調性・チームワーク力を身に付ける
	F-3 技術が社会および環境に及ぼす影響、技術開発が人類社会に与える倫理的な問題について理解する

②「電子情報技術専修コース」

JABEE 対応教育プログラムとは別に、電子情報技術に関する専門技術分野をより深く修め、電子情報システム工学専攻の教育上の目的および次に示す専修コースの学習・教育到達目標を達成し、専攻科の修了要件を満たして修了する JABEE 非対応教育プログラムがあり、これを「電子情報技術専修コース」と呼びます。

(1) 高度開発型技術者（実践的技術に加えて柔軟な発想能力のある開発技術者）の育成	1-1 電子情報・制御情報に関する一分野の専門応用技術を身に付ける
	1-2 研究計画の立案，研究の進め方，結果の整理・考察など一連の技術開発手段を学習し，創造性を身に付ける
(2) 高度総合システム技術者（電子・情報技術を工学的産業技術に活用し，人間に快適なシステム化ができる技術者）の育成	2-1 人の行動・感性を工学に生かす技術を身に付ける
	2-2 知的探究心を持って研究・実習活動に取り組み，電子・情報技術を工学的産業技術に活用する能力を身に付ける
(3) 知的情報処理技術者（コンピュータ技術を知的情報処理技術に高めることができる創造性のある技術者）の育成	3 コンピュータ技術を知的情報処理技術に高め専門分野の課題について応用し解決することができる
(4) 日本語の表現力を磨くとともに，英語によるコミュニケーション力を身に付け国際的にも活躍できる人材の育成	4-1 英語による基本的な表現（英文読解，英作文，英会話）ができる
	4-2 技術者としての英語のコミュニケーション能力を身に付ける
	4-3 技術者としての基本的な日本語の表現能力（報告書作成，プレゼンテーション）を身に付ける
(5) 知的柔軟性（工学的見地に偏ることのない人間性・知見）の育成	5-1 自然科学・社会科学の基礎的な知識・能力を身に付け，工学の分野で利用できる
	5-2 豊かな人間性を持ち，社会性・協調性・チームワーク力を身に付ける
(6) 人類への貢献意識を持ったチャレンジ精神豊かな技術者の育成	6-1 技術者として必要な起業力，技術の動向，倫理的問題などについて基礎知識を習得する
	6-2 実験や研究途上で生じた新たな問題点を複眼的視点から解決し，技術者として自主的に取り組むチャレンジ性を身に付ける

(7) ディプロマ・ポリシーと学習・到達目標との対応について

電子情報システム工学専攻におけるディプロマ・ポリシーと JABEE 対応教育プログラム「電子・情報技術応用工学コース」、および JABEE 非対応教育プログラム「電子情報技術専修コース」の学習・教育到達目標との対応関係については以下の通りです。

電子・情報技術応用工学コース

	A-1	A-2	A-3	B-1	B-2	C-1	C-2	C-3	D-1	D-2	D-3	E-1	E-2	E-3	E-4	F-1	F-2	F-3
D1	◎	◎	◎													○		
D2				◎	◎				○									
D3						◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○		○			
D4																◎	◎	
D5																○		◎
D6												◎	◎	◎	◎			

電子情報技術専修コース

	1-1	1-2	2-1	2-2	3	4-1	4-2	4-3	5-1	5-2	6-1	6-2
D1						◎	◎	◎				
D2	◎				◎							
D3	○	◎	◎	◎	○				◎			○
D4										◎		
D5											◎	
D6		○										◎

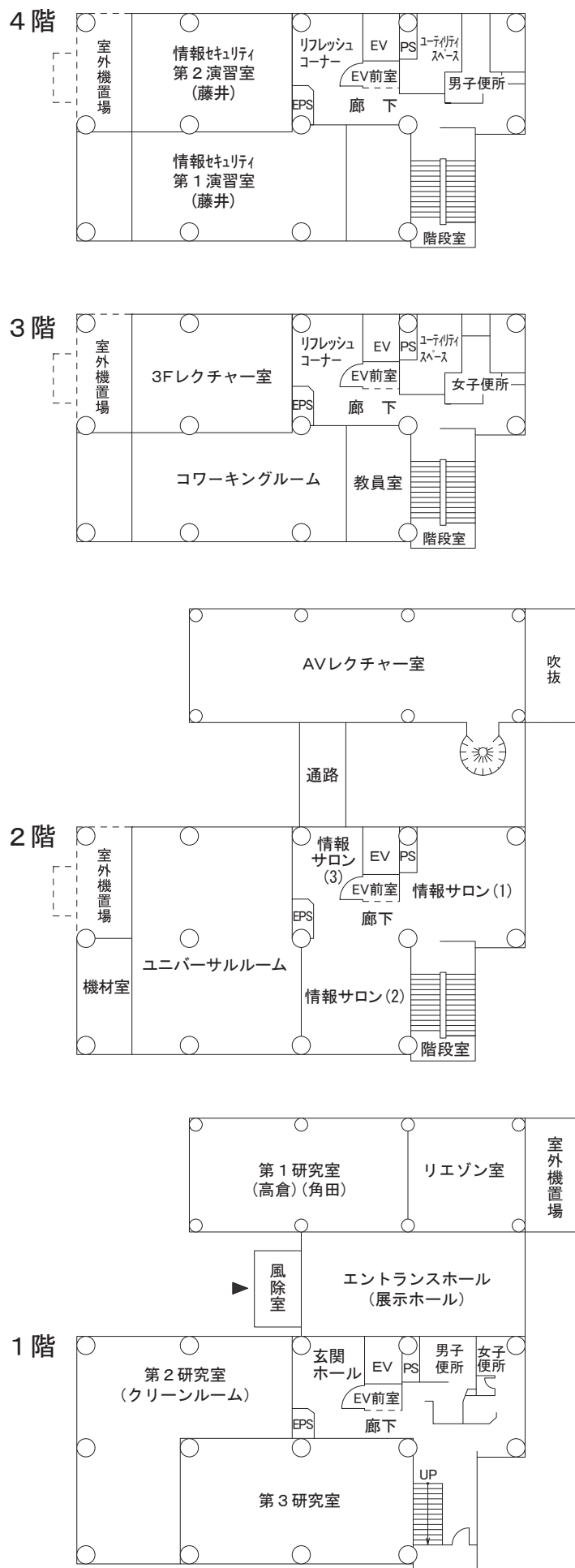
4. 本校（熊本キャンパス）の組織

（1）教育研究組織

本キャンパスの組織は、学生の教育及び研究に直接携わる教員組織と学校の管理運営の事務を処理する事務組織に大別され、この両組織が円滑に活動して本校の教育が行われます。教務、学生支援及び学寮に関しては、教務主事、学生主事及び寮務主事がそれぞれ総括しています。専攻長は、教務主事、学生主事、寮務主事と密接な連携のもとに、専攻科の学生に対する教務、学生支援、その他の運営に関することを統括しています。専攻主任は専攻長を補佐し、専攻科に関する様々な実務を担当しています。事務部は、学生課、管理課、総務課からなります。学生に直接関係のある担当及び業務内容は次のとおりです。

- ・学生課教務係（教務に関する業務）
- ・学生支援係（学生の福利厚生に関する業務）
- ・学寮係（寮に関する業務）
- ・図書係（図書の閲覧及び貸出）
- ・技術・教育支援センター（実験実習の指導、実験機器の保全管理）
- ・管理課財務係（入学料、授業料等の収入事務や支出事務）

(2) 配置図



6号棟

第 2 章 教 務 関 係

1. 履修に関すること

(1) 科目の単位と授業方法

専攻科は、一般の大学と同じように単位制を基本としています。修業年限は2年で、4年を超えて在学することはできません。専攻科を修了するためには、後に述べるように規定された単位数以上を修得しなければなりません。

授業方法は、講義、演習、実験・実習のいずれか、又は併用により行われます。このとき、教室内(時間割)と教室外(自己学習)を合わせて45時間相当の内容をもって1単位とします。

(2) 授業時間割

授業は毎年2期(前期、後期)に分けて行われます。各専攻の授業時間割は、学期毎に別途提示されます。これを参考にして、必修科目及び選択科目の両方についての履修科目を決めてください。なお、専攻科の授業時刻は次のように決められています。

専攻科授業時刻表	
第1時限	8:50～10:20
第2時限	10:30～12:00
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50

※ 新型コロナウイルスの感染状況等により、変更となる可能性があります。

(3) 休講・補講

学校行事、あるいは授業担当教員の出張等により、授業が休講になることがあります。休講により授業時間が所定の時間に満たない場合は補講を行います。授業の休講、補講については、掲示等により学生へ周知します。

(4) 専攻科修了のための単位修得

熊本キャンパスの電子情報システム工学専攻の授業科目は、必修科目として「総合基盤」、「コミュニケーション」、「実験研究」の3つに区分しています。必修科目には、技術者として基本となる教養的な科目や基礎的な科目を設けています。また、選択科目は、「専門基盤」、「電子通信系」、「情報制御系」、「共同教育」、「特別セミナー」の5つに区分しており、電子通信系技術者および情報制御系技術者として先端技術に対応できる応用能力の育成を図るための科目を設けています。

専攻科の修了要件は、所定の授業科目から62単位以上(学則64条に規定)の修得が必要です。必修科目より12科目28単位と選択科目34単位以上を修得しなければなりません(選択科目のインターンシップ実習1～4とプロジェクト実習については、この中から1科目を選択して履修)。また、選択科目のうち、「専門基盤」から16単位以上、「電子通信系」、「情報制御系」、「共同教育」、「特別セミナー」より18単位以上を修得しなければなりません。

また、この他に学生の願い出により、16単位を限度に大学等で修得した単位を当該専攻における修了要件単位として認定することもできます。

専 攻	必修科目	選択科目	合 計
電子情報システム工学専攻	12 科目 28 単位	専門基盤 16 単位以上 その他の科目区分より 18 単位以上	62 単位以上

(5) 履修届

履修する科目の選択については、第5章の履修要覧をもとに決定してください。履修する科目が決まったら、履修届を指定日までに学生課教務係へ提出してください。

(6) 履修変更届

履修届は前期・後期分をまとめて4月に提出しますが、後期分の科目については、10月に変更届期間を設けています。

履修科目の変更がある場合は、変更届を指定日までに学生課教務係へ提出してください。

なお、履修科目の変更は後期分のみ可能です。前期分の履修変更は認められませんので、注意してください。

(7) 履修取消届

履修届で提出した科目を取り消したい場合は、履修取消期間を、前期分6月・後期分12月に設けています。履修科目の取消がある場合は、取消届を指定日までに学生課教務係へ提出してください。なお、履修科目の取消手続きをせず、履修を放棄した場合は、成績が点数として記録されます。成績証明書には記載されませんが、60点未満の場合はFとなり、GPAによる成績評価には算定されますので、注意してください。

(8) 試験と単位の認定

定期試験は、原則として各学期末にあります。ただし、授業科目によっては、定期試験を実施せず、レポート、小テストなどの成績により評価を行うこともあります。

評価は、100点満点で行われ、次のように、S、A、B、CおよびFの評価がなされます。Fの評価の場合、単位認定されません。この評価は、各授業科目とも規定授業時間数の2/3以上の出席をしたものに対してのみ行われます。

また、大学等で履修した単位を専攻科履修単位として認定する場合は、成績評価は「認定」となります。

評点	評語	判定	評語の意味
90点～100点	S	合格	極めて優秀
80点～ 89点	A	合格	優秀
70点～ 79点	B	合格	良好
60点～ 69点	C	合格	合格に値する
0点～ 59点	F	不合格	合格に及ばず

(9) GPAによる成績評価

GPAによる成績評価（GPAスコア）は席次や推薦順位などの指標に用いられ、各科目の成績（点数）を下表で換算するポイントと単位数から次式で計算します。

$$\text{GPAスコア} = \text{各科目の（単位数} \times \text{ポイント）の合計} \div \text{（履修登録単位の総数）}$$

点数	ポイント
90－100点	4
80－89点	3
70－79点	2
60－69点	1
59点以下	0

ただし、学外に提出する書類等で提出先に計算方式がある場合は、それに従います。

(10) 再履修

定期試験等で不合格と評価された授業科目については、再履修することができます。履修時と同様、履修届を指定日までに学生課教務係に提出してください。

(11) 学士（工学）の学位取得

専攻科の単位を修得し、かつ、それが大学改革支援・学位授与機構（本章3項参照）で認められれば、学士（工学）の学位を取得することができます。本専攻科では、この単位の一部を大学（本章第2項参照）等で修得することもできます。

2. 大学の授業科目の受講に関すること

(1) 放送大学について

放送大学の学習方法は科目毎の15回の放送を直接視聴するか、または科目のビデオ・ラジオテープを視聴するかの2通りです。受講するには、選科履修生または科目履修生としての履修出願と科目登録申請が必要です。選科及び科目履修生とは自分の学びたい科目を2学期間（1年間）または1学期間（半年間）それぞれ学習する学生のことです。放送大学との事務手続き（履修出願、科目登録申請、科目履修願、入学通知書・学費振込依頼書受取、学費納入）並びに通信指導レポート結果と単位認定結果の教務担当への提出は各人で行ってください。印刷教材（テキスト）や学生証等は放送大学から直接学生個人に郵送されます。

放送大学学期と申請時期等

学期	申請期間	入学時期	学習期間
1 学期	12月初旬～2月中旬	4 月	4 月初旬～8月中旬
2 学期	7 月初旬～8月中旬	10月	10月初旬～2月中旬

学 費

学生の種類	入学料	授業料
選科履修生	9,000 円	1 科目 (2 単位) 11,000 円
科目履修生	7,000 円	

＜放送大学での単位修得について＞

- ① 学習は印刷教材（テキスト）を参考に熊本地域学習センター（熊本大学）を利用して学習してください。

なお、放送大学開設授業科目のすべてが本校の単位として認められるものではありません。受講希望の科目について単位が認められるかどうかは、学生課教務係へ尋ねてください。

- ② 8回まで放映が進んだ時点で通信指導レポートの提出が課せられています。レポートを提出し、合格しないと学期末の単位認定試験は受けられません。1学期と2学期のレポート提出の締切は各々6月と12月上旬です。

- ③ 15回の視聴後、放送大学で決められた日程の単位認定試験を熊本地域学習センターで受験してください。

- ④ 通信指導レポートに合格し、単位認定試験が不合格になった場合、再試験が受けられます。この再試験が不合格になると改めて科目履修出願を行わなければなりません。

(2) 熊本大学工学部の授業科目の受講について

本校は、熊本大学工学部と単位互換協定を締結しています。授業科目の履修の出願時期は、前期及び通年開講科目は3月、後期開講科目は9月です。出願に基づき履修の許可の可否が決定されます。この制度により履修が許可された場合、専攻科在学中は授業料等は不要です。熊本大学工学部の授業科目の受講を希望する学生は、学生課教務係へ尋ねてください。

3. 大学改革支援・学位授与機構関係

(1) 大学改革支援・学位授与機構

大学改革支援・学位授与機構は、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関）の評価に関する業務及び学位授与に関する業務を目的に設置されたものです。

(2) 学位授与申請

学士の学位は、大学改革支援・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）の認定を受けた高等専門学校の専攻科で2年以上にわたって学位申請に必要な単位を取得し、学位授与機構の定める方法で審査に合格した者が取得できます。

本専攻科は、学位授与機構が定める「特例の適用による学位授与の申請」の認定も受けているため、必要な単位を取得し専攻科を修了することで学士の学位を取得することができます。ただし、各専攻で取得できる学士の専攻分野は、「工学」で、専攻の区分は「電気電子工学」または「情報工学」です。

なお、申請手続きについて、8月頃に説明会を開催します。

4. 就職と進学に関すること

専攻科修了後の就職・進学に関する進路指導や相談には専攻長及び専攻主任、指導教員があたり、1年後期末から具体的な指導を進めていきます。その事務的な手続きは学生課が担当します。ただし、専攻科修了を見込めない学生には、これらの進路指導を行いません。

(1) 就職

職業安定法に基づいて、専攻科の修了見込者に対して就職の紹介・斡旋をしています。会社からの求人についてはその都度紹介されます。手続き等は、専攻長及び専攻主任に相談してください。なお、就職試験受験の後には、「専攻科就職試験報告書」を専攻主任に提出してください。

(2) 大学院進学

学士（工学）の学位を取得すれば大学院入学資格を有するので、さらに大学院に進学することもできます。大学院の募集はその都度案内します。各自受験手続を行ってください。なお、受験後には、「大学院受験報告書」を専攻主任に提出してください。

5. 学籍に関すること

(1) 休学、復学及び退学等

疾病その他やむを得ない事由により継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができます。休学の期間は通算して2年を超えることはできません。休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて復学することができます。休学、復学に際しては所定の様式による休学願、復学願を提出し、許可を受けなければなりません。なお、休学の期間は、修業年限及び在学期間には算入されません。

疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができます。退学する場合には、所定の様式による退学願を提出し、許可を受けなければなりません。

そのほか、学籍に関する学則として、懲戒としての退学処分、授業料納付をしない者等に対する除籍の規定があります。

(2) 身上異動届等

改姓や戸籍の変更、保護者等の変更、住所の変更など、入学時に届け出た身上に関する事項に変更があったときは、そのことに該当する届けを提出しなければなりません。

第 3 章 学生生活について

1. 学生生活

学生生活は、専門学術の考究を主軸にした自己研鑽の場です。専攻科学生としての行動規範を自主的に確立し、誇りを持った行動をとってください。

(1) 年間行事予定

年間行事予定は学校のホームページ及び WebClass に掲載します。これ以外に開催される行事については、その都度掲示等で案内します。

(2) 生活上の注意事項

＜教室及び共同施設の利用にあたって＞

教室は学校生活の中心となる場所なので、日頃から美化に努め、学習しやすい環境づくりに協力してください。授業が終われば、照明を消し、戸締りを確認してから退出してください。その他の共同施設については、それぞれについて使用心得が定められているので熟知した上で利用してください。

＜学生への連絡＞

学生へのさまざまな連絡は、主に専攻科掲示板を通じて行います。いったん掲示した事項はすべて伝達されたものとして取扱います。また、個人の呼び出し等で電子メールにより連絡することもあります。見落としのないよう掲示板と電子メールを確認するよう心掛けてください。

＜飲酒・喫煙について＞

学校施設内での飲酒を禁止します。また、定められた場所での喫煙のみを認めます。低年齢の学生へ悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮し、歩行喫煙などのマナー違反を厳に慎んでください。

＜ハラスメント防止について＞

本キャンパスでは、ハラスメントについての相談に応じるため、学生支援室長など数名の相談員を配置していますので、自分自身がハラスメントを受けた場合、又は第三者としてハラスメントの事実を知りえた場合には、最も相談しやすい人に相談してください。

相談員は、相談者の悩みを親身に聞いて、今後とるべき方法について、又は相談者が自分で意思決定をするために必要な相談にも応じます。

相談は、面談だけでなく、手紙、電話、電子メールなどでも受け付けます。相談員は、相談者の名誉やプライバシーを厳格に守りますので、安心して相談してください。

(3) 保健衛生

＜保健室＞

学生の保健管理のため、保健室を設け、看護師が常勤し、学校内で発生した疾病、傷害に対する応急処置を行い健康に関する相談に応じています。また、心身の不調や悩みごとに対しては、保健室でインターカーが話を聴き、学生支援室と連携して対応していきます。

＜健康診断＞

学校保健安全法に基づき、毎学年定期健康診断を実施しています。この健康診断は学生の健康状態を把握し、学生の健康管理の重要な資料とするとともに、疾病を早期に発見して予防、

治療を指示し、学生生活における健康維持を図ることにあります。

＜健康相談＞

有意義な学校生活を送るためには、心身共に健康でなければなりません。そのためには常に健康意識を持ち、高専生としての自覚のもとに自己の健康管理につとめなければなりません。健康上の問題で困ったことがあったらいつでも保健室の看護師が相談に応じ、必要であれば校医に取次ぎ健康相談を受けられるよう取り計らいます。

＜日本スポーツ振興センター＞

本校は日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入していますので、学校の管理下における負傷、疾病、障害又は死亡に対して給付金を受けることができます。

学校の管理下において負傷、疾病等が発生した場合は、直ちに学生課学生支援係に届け出るとともに、給付金申請に必要な書類を保健室に提出してください。申請が遅れると請求できなくなる場合があります。

＜学生教育研究災害傷害保険＞

本校では、学生の皆さんが安心して教育研究活動ができるように学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）及び学研災付帯賠償責任保険に加入しています。

この保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行い、教育研究活動の充実に資するための互助共済的な傷害保険です。

補償の対象となる事故の範囲等については、配布した「加入者のしおり」を確認してください。保険が適用されると考えられる事故が発生した場合は、直ちに学生課学生支援係に事故発生の日時、場所、状況、傷害の程度を連絡してください。保険金請求に必要な書類をお渡ししますので、ご自身（未成年の場合は原則として親権者）で所定の期限内に請求してください。

（４）学生支援室

学習、学校生活、課外活動、寮生活、家庭生活、交友関係、就職・進学等の問題解決の手助けのために、学生支援室があります。カウンセラーの先生と、本校の常勤教員が相談員となっています。秘密は守られますので安心して利用してください。

保健室が窓口になっていますので、受けたい時はいつでも申し出てください。

（５）学寮

本校は学寮「明和寮」を有しています。専攻科生も入寮可能ですが、本科生を優先して入寮させていますので、居室の空き状況により入寮できない場合もあります。希望する場合は寮事務室へ申し出てください。なお、入寮時には本科生に準じた指導を行います。

（６）アルバイト

学生にとってアルバイトは修学のための補助的手段ですので、学業に支障をきたさないよう十分考慮して就業してください。

(7) 非常時（交通機関ストライキ、台風、積雪等）の授業について

交通機関のストライキ、積雪があっても原則として授業を行います。場合により始業時間を遅らせたり、一部休講等の措置をとることもありますので、本校ホームページ等で確認してください。なお、台風襲来等の場合、授業の取扱いに関する申し合わせがありますので、これに従ってください。

(8) 通学時の交通安全

学内での整理の都合上、自転車、バイク、自動車を用いて通学する学生は、学生課学生支援係に届け出てください。なお、自動車通学許可については、駐車スペースを超過する希望数があった場合すべての申請が許可されないことがあります。このような場合、身体に障害をもっている者や遠距離通学者などを優先して許可することがあります。

また、バイク通学の学生は、バイク実技講習会に参加することを奨励します。交通ルール・マナーを遵守し、交通安全に十分注意を払ってください。

(9) 事故・違反の届け出

重大な交通違反をした場合、不幸にも事故にあった場合には、すみやかに学生課学生支援係に届け出てください。

2. 図書館に関すること

(1) 図書館利用

館内では、図書、雑誌、新聞等を閲覧することができます。本校の図書の貸出はコンピュータ処理していますので、学生証を持参の上、図書館受付カウンターに申し出てください。館内への飲食物の持ち込みは禁止です（ただし、蓋つき容器での水分補給は可能です）。

(2) 開館時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後7時まで（ただし、長期休業期間中は午後5時まで）

(3) 休館日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始の休業、一斉休業日、その他図書館長が特に指定する日とします。

(4) 本を借りる（貸出）

- ・ 一般貸出：通常の貸出しです。5冊まで2週間、借りることができます。
- ・ 卒業研究及び特別研究貸出：卒業研究及び特別研究のために必要な専門書の貸出しです。10冊まで2か月間、借りることができます。

- ・ 長期貸出：春・夏・冬の長期休業期間の貸出しです。一般貸出を含め10冊まで借りることができます。期間については図書係にお尋ねください。
借り受けた図書は、転貸しできません。転貸しによって生じた事故の責めは、図書館から借り受けた者が負うことになっています。
また、図書を紛失、汚損又は棄損したときは、速やかに届け出て、同一又は相当の図書で弁償しなければなりません。責任を持って管理し、必要がなくなれば早めに返却してください。

(5) グループ学習室の利用

開館時間中は2人以上であればグループ学習室が利用できます。利用についてはカウンターまで申し出てください。

(6) 蔵書検索等、その他のサービス

館内の蔵書について調べたい場合には館内の検索専用パソコンやご自宅のパソコン、スマートフォンなどから本校 Web サイト（図書館のサイト）へアクセスし、蔵書の検索ができます。その他、文献検索データベースも本校のパソコンからのアクセスであれば自由に使うことができます。

本校 Web サイト（図書館のサイト）からアクセスしてください。使い方については指導教員又は図書館カウンターへご相談ください。

3. 課外活動に関すること

(1) 専攻科学生の課外活動

専攻科生の本科学生活動（各種委員会活動、部・同好会活動）への参加は認められていません。専攻科生が独自に組織をつくり、校内で活動を行う場合は、学校に許可を得てください。

(2) 施設利用等の手続き

校内の施設を利用する場合、施設・設備等使用願を1週間前までに学生課学生支援係に提出し、許可を受けてください。

校内・外において本校名を使用して集会等を開催する場合は、目的、期日、施設・設備の名称、参加人数を記載した集会行事願を、1週間前までに学生課学生支援係に提出し、許可を受けてください。

(3) 掲示物及び印刷物の配布

校内において掲示をしようとする場合、その掲示物の写しを添えて、掲示物を学生課学生支援係に提出し、許可を受けてください。なお、掲示は定められた場所以外にはできません。

4. 経済援助に関すること

経済的理由のために修学困難な学生に対しては、奨学金を貸与したり、授業料など各種納付金の徴収を免除又は一部猶予するなどの制度があります。これは単なる救済制度ではなく、教育の機会均等を図るとともに、社会の健全な発展につくす人材育成のために設けられています。そのため、成績不振、留年、学内処分を受けた場合などは、例え経済状況が悪くても、これらの制度の適用が一定期間或いは将来的に受けられなくなることがあります。

(1) 授業料等の免除及び徴収猶予

経済的な理由によって、授業料、入学料及び寄宿料の納付が困難等で、かつ学業優秀と認められる場合には、本人の申請に基づいて免除及び徴収猶予を行うことがあります。詳細は「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則」を確認ください。

(2) 奨学金制度

①日本学生支援機構の貸与型奨学金

日本学生支援機構の貸与型奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し学資として貸与（貸付）されるものです。貸与終了後に必ず返還しなければなりませんので、自覚を持って利用してください。

②その他の奨学金

日本学生支援機構のほか、地方公共団体、民間団体が行う奨学制度があり、募集については随時、本校公式Webサイト等にて案内します。奨学金によっては、学校を通さず、各団体が直接募集を行っているものがありますので、各Webサイト等で確認してください。

取扱いは奨学制度によって異なりますので、不明な点等あるときは学生支援係にご相談ください。

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料，入学料及び 寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第134号

制定 令和2年5月19日

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 授業料の免除（第2条―第11条）
- 第3章 入学料の免除（第12条―第18条）
- 第4章 寄宿料の免除（第19条―20条）
- 第5章 授業料及び入学料の徴収猶予（第21条―第24条）
- 第6章 補則（第25条―第27条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が設置する高等専門学校の学科及び専攻科（以下「学校」という。）における授業料，入学料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予（以下「授業料免除等」という。）に関しては，大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。），高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。），国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令17号），大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「法律施行令」という。），大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「法律施行規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）に定めのあるもののほか，この規則の定めるところによる。

2 授業料免除等は，学校の学科及び専攻科の学生（聴講生，研究生及び科目等履修生を除く。）（以下「学生」という。）並びに学科又は専攻科に入学する者（聴講生，研究生及び科目等履修生を除く。）（以下「入学者」という。）を対象とする。

第2章 授業料の免除

（授業料免除）

第2条 機構における授業料免除は次に掲げるものを言う。

- 一 修学支援法に定める授業料減免
- 二 災害等による授業料免除
- 三 卓越した学生に対する授業料免除
- 四 私費留学生に対する授業料免除
- 五 休学による授業料免除
- 六 退学による授業料免除
- 七 死亡，行方不明又は未納による除籍による授業料免除
- 八 その他特別な事由の場合

(修学支援法に定める授業料減免)

第3条 法律施行令第2条で定める授業料減免対象者については、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関（以下「選考機関」という。）の議を経て、各学校の校長（以下「校長」という。）が許可する。

2 前項における対象者は、学生のうち、学科においては第4学年以上に在籍する者とする。

3 第1項の規定により授業料免除を受けようとする学生は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。

4 校長は、第1項において授業料免除の許可を受けた者に対し、半期ごとに、学業成績が法律施行規則別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定を行うものとする。

5 授業料免除の額は、原則として法律施行令第2条で定める額とする。

6 修学支援法に定める授業料減免について必要な事項は、別に定める。

(災害等による授業料免除)

第4条 次の各号の一に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期又は翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。

一 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

2 前項の規定により授業料免除の許可を受けようとする学生は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。

3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

4 災害等による授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(卓越した学生に対する授業料免除)

第5条 学校の教育研究の活性化を図る観点等から、学習や課外活動等において卓越した成果を修めたと認められる学生にあつては、選考機関の議を経て、校長は、授業料の免除を許可することができる。

2 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

3 前項の規定にかかわらず、授業料の免除実施可能額の範囲内で、授業料免除対象者数及び授業料免除額を変更することができる。

4 既に授業料を納付している学生に対し授業料の免除を許可する場合は、既納の授業料を返還することができる。

6 各学校（複数のキャンパスを置く学校においては、各キャンパス）における授業料の免除実施可能額は、年度ごとに理事長が定める。

7 卓越した学生に対する授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(私費留学生に対する授業料免除)

第6条 学生のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の四に定める在留資格が「留学」で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）で定める国費外国人留学生又は外国政府派遣留学生のいずれにも該当しない学生（以下「私費留学生」という。）のうち、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者について、理事長は授業料を免除することができる。

- 2 前項における授業料免除は、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関の議を経て、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。
- 3 前項における申請は期ごとに行う。
- 4 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 5 私費留学生に対する授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(休学による授業料免除)

第7条 学生が休学を許可され、次の各号の一に該当する場合は、校長は、休学当月の翌月から復休学当月の前月までの期間（以下「休学」という。）の授業料を免除することとする。ただし、休学開始日が月の初日である場合にあっては、休学当月から休学期間に含めることとし、休学開始日又は復学日が後期の初日である場合にあっては、10月1日を休学開始日又は復学日として取り扱うことができるものとする。

一 休学許可日が、授業料の納付期限の属する月の前日末日以前である場合

二 授業料の徴収猶予（ただし、第21条第2項による徴収猶予は除く。）が認められている場合又は月割分納の許可を受けている場合

- 2 前項の授業料免除の額は、授業料年額の12分の1に相当する額（以下「月割授業料」という。）に、休学期間の月数を乗じた額とする。

(退学による授業料免除)

第8条 授業料の徴収猶予が認められている学生又は月割分納の許可を受けている学生に対し、退学することをその願い出により許可する場合は、月割授業料に退学翌月から退学した日の属する年度の最終月までの月数を乗じた額免除することができる。

(死亡、行方不明又は未納による除籍による授業料免除)

第9条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(その他特別な事由の場合)

第10条 第3条から第6条までによる授業料免除の対象とならない学生のうち、次の各号の一に該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると選考機関が認める場合には、校長は、理事長の承認を経て、授業料の免除を許可することができる。

一 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

二 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者

三 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者

四 その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

- 2 年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 4 第1項各号の規定により授業料免除の許可を受けようとする学生は、校長が定める各期の期限までに、次の各号の必要書類を、校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料免除申請書
 - 二 授業料の納付が困難である事由を認定するに足りる、学資負担者及び学生を含む世帯の所得

を証明する書類

三 その他校長が必要と認める、第1条各号に定める事由を認定するに足りる証明書類

5 その他特別な事由の場合の授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(免除実施報告)

第11条 校長は、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条に定める授業料免除を許可した場合、実施状況を免除決定後速やかに理事長に報告しなければならない。

第3章 入学料の免除

(入学料免除)

第12条 機構における入学料免除は次に掲げるもののいう。

一 修学支援法に定める入学金減免

二 災害等による入学料免除

三 私費留学生に対する入学料免除

四 死亡、行方不明又は未納による除籍による入学料免除

五 その他特別な事由の場合

(大学等における修学の支援に関する法律に定める入学金減免)

第13条 法律施行令第2条で定める入学金減免対象者については、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関の議を経て、校長が許可する。

2 前項における対象者は、学生のうち、学科においては第4学年以上に入学する者で、過去に修学支援法に定める入学料免除を受けたことがない者とする。

3 第1項の規定により入学料免除を受けようとする学生は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。

4 入学料免除の額は、原則として法律施行令第2条で定める額とする。

5 大学等における修学の支援に関する法律に定める入学金減免について必要な事項は、別に定める。

(災害等による入学料免除)

第14条 入学者であって、次の各号の一に該当する特別な事由により、入学料の納付が著しく困難であると選考機関が認める場合には、校長は理事長の承認を経て、入学料の免除を許可することができる。

一 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

2 入学料免除の許可を受けようとする学生は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。

3 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

4 災害等による入学料免除について必要な事項は、別に定める。

(私費留学生に対する入学料免除)

第15条 私費留学生のうち、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者について、理事長は入学料を免除することができる。

2 前項における入学料免除は、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関の議を経て、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。

- 3 前項における申請は期ごとに行う。
- 4 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。
- 5 私費留学生に対する入学料免除について必要な事項は、別に定める
(死亡、行方不明又は未納による除籍による入学料免除)

第16条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者であつて、入学料を納付すべき期間中に死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。
(その他特別な事由の場合)

第17条 前3条に規定する以外に入学料を免除することが相当と認められる事由がある場合には、校長は理事長の承認を経て、入学料を免除することができる。
(免除実施報告)

第18条 校長は、第13条及び第16条に定める入学料免除を許可した場合、実施状況を免除決定後速やかに理事長に報告しなければならない。

第4章 寄宿料の免除

(災害等による寄宿料の免除)

第19条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき当該学生に係る寄宿料の全額の免除を許可することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

- 2 前項の規定により免除の許可を受けようとする者は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。
- 3 災害等による寄宿料免除について必要な事項は、別に定める。
(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第20条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

(未決定期間内の徴収の猶予)

第21条 授業料及び入学料の免除又は徴収猶予の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料、入学料の徴収を猶予する。

- 2 就学支援金及びその他授業料に充てることを目的とした支援金等が支給される場合の授業料、については、その支援額が決定するまでの期間、理事長は授業料の徴収を猶予することができる。
(授業料の徴収猶予)

第22条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学生（当該学生が行方不明の場合は当該学生に代わる者）の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、授業料の徴収の猶予を許可することができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 当該学生が行方不明の場合

三 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合

四 その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 前項の授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 前項における猶予の期間は当該期の末日を超えないこととする。ただし、前期にあつて徴収猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、後期の末日まで猶予を許可することができる。

4 第1項の規定により徴収猶予の許可を受けようとする者は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。

5 授業料の徴収猶予について必要な事項は、別に定める。

(授業料の月割分納)

第23条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合は、選考機関の議を経て、校長は授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納付期限は毎月末日とする。

2 前項の月割分納の取扱いは、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 第1項の規定により月割分納の許可を受けようとする者は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。

4 授業料の月割分納について必要な事項は、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第24条 入学者が、次の各号の一に該当する場合には、学生の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、入学料の徴収の猶予を許可することができる。

一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は当該入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる場合

三 その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 入学料の徴収猶予の許可を受けようとする者は、入学料の納付期限までに、各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

3 前項に掲げる必要書類等のうち、既に提出したものについては再度の提出は要しない。

4 徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

5 入学料の徴収猶予について必要な事項は、別に定める。

第6章 補則

(許可の取消)

第25条 授業料免除等を許可された者が次の各号の一に該当する場合は、選考機関の議を経て、校長はその許可を取り消すものとする。

一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことが判明した場合

二 免除又は徴収猶予の申請に虚偽があった場合

2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料、入学料若しくは寄宿料の全額又は徴収を猶予された授業料若しくは入学料の全額を、直ちに納付しなければならない。

(不許可者等の納付)

第26条 授業料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、各学校が指定する日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

2 入学料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予が不許可とされた者は、各学校が指定する日までに納付すべき寄宿料、授業料又は入学料を納付しなければならない。

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

第1条 この規則は、令和2年5月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第2条 「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則」(独立行政法人国立高等専門学校規則第109号。以下「免除規則」という。)は廃止する。ただし、令和元年度に第4学年以上(専攻科を含む。)に在籍していた学生に対し、在籍期間中(学科の学生が、卒業後に引き続き学校の専攻科に在籍する期間も含む。)においては、免除規則第4条及び第17条における規定を適用する。

2 前項に定める免除規則第4条を適用する場合における授業料免除の額は、第3条で定める授業料免除額より低い場合にその差額を免除する。

5. 防災に関すること

(1) 火災予防心得

火気等の使用にあたっては、次のことに留意してください。

- ① 所定の場所以外では火気を使用しないこと。やむを得ず使用する必要があるときは、事前に学生支援系の指示を経て許可の手続きを取ること。
- ② 火気使用中にやむを得ずその場所を離れるときは、必ず監視人を置くこと。
- ③ 使用後は必ず遮断、閉栓、残火の始末等を確実に行うこと。特に停電、ガス中断中等の場合は電源の遮断、ガス栓の閉鎖を忘れないよう注意すること。
- ④ 発火性又は引火性薬品等の室内持込みは、関係教職員の許可を得て必要最小限にとどめ、その使用保管にあたっては、細心の注意をすること。
- ⑤ 電気、ガス等を熱源とする器具は、不燃性の台又は容器の上に置き、可燃物から安全な距離に置いて使用すること。

(2) 火災発生時の措置

万一、火災が発生した場合は、次のように行動してください。

- ① 火災を発見したときは、ただちに教職員に連絡するとともに初期消火に努めること。
また、危険があるときは、すみやかに避難すること。
- ② 付近に教職員がいないときは、火災報知器を利用して火災を全員に急報する等の措置をとること。
- ③ その他の学生は、校内放送による指示に従い、すみやかに避難すること。

(3) その他

地震、台風等の災害の場合は、学校の指示に従い行動してください。

6. 学生旅客運賃割引証・通学証明書の交付

(1) 学生旅客運賃割引証（学割証）

見学、実習、帰省の際、鉄道（JR）を利用して片道100kmを超えて旅行しようとするときは、学生旅客運賃割引証により、運賃の割引を受けることができます。旅券の使用に際しては学生証携帯が必要です。この場合の運賃は、大人普通旅客運賃の2割引、1枚についての有効期限は発行日より3ヶ月以内と定められています。

(2) 通学証明書

通学定期券は、住所の最寄りの駅から学校の最寄りの駅までの区間について発売されます。その際、通学証明書が必要ですので学生課学生支援係で証明書の交付を受けてください。

7. 授業料等

種 別	金 額	納 期	備 考
授業料	年額 234,600円	前期 5月 後期 10月	各期 117,300円
寄宿料	月額 800円 (一人部屋)	毎月指定 期日まで	入寮者のみ
日本スポーツ振興センター共済掛金	年額 1,550円	4月	
奨学後援会費	年額 17,000円	前期 5月 後期 10月	各期 8,500円
奨学後援会入会金	3,000円	入学時	本校卒業生は除く
学生教育研究災害傷害保険	1,750円	入学時	

* 在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

8. 専攻科手続き一覧

* 交付申請書、提出、届出用紙は各担当窓口で交付します。

(1) 交付を受けるもの

種 類	申 請 先	時 期	備 考
学生証	教 務 係	入学年度初め	
在学証明書	〃	その都度	5日前までに申し込むこと
学業成績証明書	〃	〃	〃
修了（見込）証明書	〃	〃	〃
調査書	〃	〃	〃
その他身分並びに成績に関する証明書	〃	〃	〃
健康診断証明書	学生支援係	〃	事前に申し込むこと
通学証明書	〃	〃	〃
学生旅客運賃割引証	〃	〃	〃

(2) 提出又は届出をするもの

種 類	申 請 先	時 期	備 考
誓約書	教 務 係	入学時	
保護者等住所変更届	〃	その都度	
保護者等変更届	〃	〃	
氏名変更届	〃	〃	
履修届	〃	毎学年初め	
生活実態調査票	学生支援係	〃	
住所変更届	〃	その都度	
奨学生関係諸届	〃	〃	
日本スポーツ振興センター共済適用 の災害発生報告書	保 健 室	〃	災害発生後速やかに届け出ること

(3) 願い出をするもの

種 類	申 請 先	時 期	備 考
学生証再交付願	教 務 係	その都度	
休学願	〃	〃	専攻主任を通じて原則1ヶ月前までに願い出ること
復学願	〃	〃	〃
退学願	〃	〃	〃
履修変更届, 履修取消願	〃	〃	指定した日までに願い出ること
学生団体結成(継続)願	学生支援係	〃	事前に願い出ること
校外団体加入(継続)願	〃	〃	〃
集会・行事願	〃	〃	〃
施設・設備等使用願	〃	〃	〃
旅行願	〃	〃	〃
自転車通学願	〃	〃	指定した日までに願い出ること
バイク通学願	〃	〃	〃
自動車通学願	〃	〃	〃

第4章 諸規則

1. 熊本高等専門学校学則

平成21年10月1日制定
平成23年2月24日一部改正
平成23年6月23日一部改正
平成24年2月21日一部改正
平成24年9月18日一部改正
平成25年2月15日一部改正
平成26年2月18日一部改正
平成26年3月19日一部改正
平成26年7月24日一部改正
平成27年2月19日一部改正
平成27年3月5日一部改正
平成28年1月26日一部改正
平成28年6月20日一部改正
平成28年9月20日一部改正
平成29年1月24日一部改正
平成29年7月18日一部改正
平成30年8月9日一部改正
平成31年3月8日一部改正
令和2年3月19日一部改正
令和2年6月24日一部改正
令和2年7月28日一部改正
令和2年9月15日一部改正
令和3年1月27日一部改正
令和3年3月18日一部改正
令和4年3月18日一部改正
令和4年7月19日一部改正
令和5年2月24日一部改正

第1章 本校の目的・理念

(目的・理念)

第1条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。

2 前項の目的に照らし、本校の理念を次のとおりとする。

熊本高等専門学校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成及び科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

3 前項の理念を達成するため、本校教職員は、専門分野における学術の進展に即応するとともに教育方法の改善を目指し、自己研鑽に努めることを責務とする。

第1章の2 自己点検評価及び情報の提供

(自己点検評価等)

第1条の2 本校は、教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本校は、本校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第2条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 校長は、特別の必要があると認めるときは、前項の各学期の期間を変更することがある。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 学年末休業

2 前項第3号から第6号までの休業の期間は、校長が定める。

3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 キャンパス、学科、学級、入学定員及び職員組織

(キャンパス)

第7条 本校が行う教育研究活動等の拠点の呼称及び位置は、次のとおりとする。

呼 称	位 置
熊本キャンパス	熊本県合志市
八代キャンパス	熊本県八代市

(学科、学級数、入学定員及び教育上の目的)

第8条 学科、1学年の学級数、入学定員及び教育上の目的は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	教育上の目的
情報通信エレクトロニクス工学科	1	40人	情報通信エレクトロニクス工学科は、情報通信とエレクトロニクスの専門技術とともに両者を融合した技術を身に付け、情報通信とエレクトロニクスに対する高度化、多様化したニーズに応えられる技術者の育成を目的とする。
制御情報システム工学科	1	40人	制御情報システム工学科は、電気・電子工学、情報工学、計算機工学及び計測・制御工学の基礎技術を身に付け、これを基盤として制御と情報の関連技術を融合し、ソフトウェアとハードウェアを統合した制御情報システムを実現できる技術者の育成を目的とする。
人間情報システム工学科	1	40人	人間情報システム工学科は、ソフトウェア・エレクトロニクス・ヒューマンウェアの技術を加味した情報工学を基本に、人の生活に役立つ情報システムづくりの基礎を身に付け、社会のニーズに応えられる感性豊かな技術者の育成を目的とする。
機械知能システム工学科	1	40人	機械知能システム工学科は、「機械工学」を基本として、「電気・電子・制御・情報・通信システム」等の幅広い技術分野にも対応しながら、様々な生産活動の場において総合エンジニアとして「モノづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
建築社会デザイン工学科	1	40人	建築社会デザイン工学科は、建築学の専門基礎技術に、土木工学、情報通信技術、計測技術を加え、自然環境、防災、文化、歴史に配慮し持続可能な社会の実現をめざす、建設構造物の設計・施工、地域づくりやまちづくりに貢献できる技術者の育成を目的とする。
生物化学システム工学科	1	40人	生物化学システム工学科は、生物科学と化学の専門基礎技術に情報電子技術を加え、生物の持つ様々な機能を工学的に応用するバイオ技術を駆使して、医薬医療・食品・化学等の産業分野で展開されている「先進的で高度なモノづくり」に貢献できる実践的バイオ・ケミカル技術者の育成を目的とする。
計	6	240人	

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(職員)

第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(副校長・主事)

第10条 本校に、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事及び研究主事を置く。

- 2 副校長は、校長の命を受け、学校運営全般に関わることを掌理する。

- 3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

- 4 学生主事は、校長の命を受け、学生の支援・指導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

- 5 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の支援・指導に関することを掌理する。

- 6 研究主事は、校長の命を受け、地域との連携及び研究の推進に関することを掌理する。

(事務部)

第11条 本校に、庶務、会計及び学生の支援・指導等に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程等)

第14条 授業科目及びその単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、50分を標準とする。）の履修を1単位として計算するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

6 第1項に定める授業科目のほか、特別活動を90単位時間以上実施するものとする。

7 外国人留学生は、別表第1及び別表第2に定める科目について、同一実施時で日本語に関連する科目を開設し、当該科目の履修単位として読み替える。

(授業の方法)

第14条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設における学修等)

第16条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第17条 削除

(評価及び課程修了、卒業)

第18条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、定期試験、平素の学習成果等を評価して行うものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第19条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。

第5章 入学、転科、休学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第20条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者

(2) 義務教育学校を卒業した者

(3) 中等教育学校の前期課程を修了した者

(4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選抜）

第21条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として、入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項に規定する入学者の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、当該出身学校の長から送付された調査書を主な資料として、入学者の選抜を行う。

3 校長は、前2項により選抜した者で、第37条に規定する入学料を納付した者及び入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。

4 入学者の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

（編入学）

第22条 第1学年の途中、又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（転入学）

第23条 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続）

第24条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その者の入学の許可を取り消すことがある。

（転科）

第25条 転科を希望する者があるときは、校長は、進級時に選考の上、転科を許可することがある。

2 転科に関し必要な事項は、別に定める。

（休学）

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

（休学期間）

第27条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は修業年限に算入しない。

（復学）

第28条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学するものとする。

（出席停止）

第29条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学、再入学)

第30条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望するものがあるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(在学年限)

第31条 休学期間を除き、在学年限が8年を超える者については、以後の在学を認めない。

(他の学校への入学等)

第32条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第33条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、第16条第3項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第34条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業をするためには、別に定める単位数を修得しなければならない。

3 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第14条の2の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(称号)

第35条 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第36条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。）に定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第37条 入学料の額は、規則に定める額とする。

2 入学料は、所定の期日までに納付するものとする。

(授業料)

第38条 学生は、規則に定める額の授業料を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

第39条 学年の中途において入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第40条 学年の中途で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第41条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、規則に定める額の寄宿料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生(保護者を含む。)の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(入学料、授業料又は寄宿料の免除及び徴収猶予)

第42条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は一部を免除することがある。

2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、若しくは入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。

3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全額又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

4 死亡若しくは行方不明のため除籍された場合又は風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。

5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の取扱い)

第43条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、前期分授業料の徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第7章 外国人留学生及び外国人受託研修員

(外国人留学生)

第44条 外国人で、本校の第2学年次以上に編入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第45条 外国人留学生は、定員外とすることができる。

第46条 外国人留学生には、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

(外国人受託研修員)

第47条 校長は、教育研究に支障がない場合に限り、外国人受託研修員の受入れを許可することがある。

2 外国人受託研修員に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第48条 本校において、特定の専門事項についての研究を志願する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第49条 本校において、特定の授業科目についての聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学校間相互単位互換協定に基づいて、本校が開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第51条 本校において、特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した単位は、判定の上、その科目を修得したものとして認定する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第52条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第54条 校長は、教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 3か月未満の停学期間は、修業年限に算入する。

(除籍)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第27条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 第31条に規定する期間を超えた者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- (5) 第42条第1項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに不許可となった額の入学料を納付しない者
- (6) 第42条第2項に規定する入学料徴収猶予の申請書を受理され、徴収猶予を許可及び不許可とされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第10章 専攻科

(設置)

第56条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第57条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第58条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻、入学定員及び教育上の目的)

第59条 専攻、入学定員及び教育上の目的は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	教育上の目的
電子情報システム工学専攻	24人	電子情報システム工学専攻は、電子情報技術及び応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。
生産システム工学専攻	24人	生産システム工学専攻は、準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、モノづくりの基盤をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる高度な開発技術者及び地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。
計	48人	

- 2 前項の入学定員には、第66条の2第1項第4号に掲げる九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラムの入学定員若干名を含む。

(教育課程)

第60条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

- 2 履修方法等については、別に定める。

(入学資格)

第61条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者

- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（入学者の選抜及び入学の許可）

第62条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

（休学の期間）

第63条 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第58条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

（評価及び修了）

第64条 単位の認定は、定期試験、平素の学習成果等を評価して行うものとする。

2 成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 専攻科に2年以上在学し、別に定める修了要件を満たした者については、専攻科の修了を認定する。

4 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

（準用規定）

第65条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第13条、第14条の2、第16条、第23条、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第33条第1項及び第3項、第36条から第43条まで、並びに第48条から第55条までの規定を準用する。この場合において、第16条第3項及び第33条第1項中「外国の大学又は高等学校」とあるのは「外国の大学」、第55条第2号中「第27条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

（その他）

第66条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 教育プログラム

（教育プログラム）

第66条の2 本校に、次の教育プログラムを置く。

- (1) 電子・情報技術応用工学コース
 - (2) 生産システム工学
 - (3) 電子・情報技術専修コース
 - (4) 九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム
 - (5) 熊本高専 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム
- 2 前項の教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第12章 学寮

（学寮）

第67条 本校に学寮を設置する。

2 本校の学生で、入寮を希望する者は、選考の上入寮を許可する。

3 学寮の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 68 条 本校に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成 21 年法律第 18 号）附則第 10 条の規定に基づき、平成 21 年 9 月 30 日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 113 号）別表に規定する熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校の在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、本校において行うものとし、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。
- 3 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ熊本電波工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。
- 4 第 8 条第 1 項及び第 59 条の規定にかかわらず、第 2 項に規定する教育を行うため、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。
 - (1) 情報通信工学科
 - (2) 電子工学科
 - (3) 電子制御工学科
 - (4) 情報工学科
 - (5) 機械電気工学科
 - (6) 情報電子工学科
 - (7) 土木建築工学科
 - (8) 生物工学科
 - (9) 専攻科電子情報システム工学専攻
 - (10) 専攻科制御情報システム工学専攻
 - (11) 専攻科生産情報工学専攻
 - (12) 専攻科環境建設工学専攻
 - (13) 専攻科生物工学専攻
- 5 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 23 年度以前に生産システム工学専攻に入学した者に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年度以前に入学した者（専攻科を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第 1、別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、特別選択科目「国際・異文化理解」については、改正後の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年度以前に入学した者（専攻科を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第 1、別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 6 月 24 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 2 年 7 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日に在籍する者については、改正後の第 31 条の規定を適用する。

3 令和３年度以前に入学した者（専攻科に入学した者を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この学則による改正後の別表第４の規定は、令和５年度以降に専攻科に入学した者から適用し、令和４年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和４年１０月１日から施行する。

2 平成３０年度以前に入学した者（専攻科に入学した者を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「半導体工学概論」については、この限りでない。

附 則

1 この学則は、令和５年４月１日から施行する。

2 この学則による改正後の第６６条の２第１項第５号並びに別表第２の「電子情報特別科目」の規定は、令和４年４月１日から適用する。

3 平成３０年度以前に入学した者（専攻科に入学した者を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「電子情報特別科目」については、この限りでない。

別表第3

電子情報システム工学専攻

(平成31年度以降入学者用)

区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当	
						1 年次	2 年次
必修科目	総合基盤	起業化と社会	講義	2	2	2	
		創造性工学	講義	2	2	2	
		信頼性工学	講義	2	2	2	
		感性情報工学	講義	2	2	2	
		技術者倫理	講義	2	2	2	
	コミュニケーション	コミュニケーション英語	講義	2	2	2	
		技術英語	演習	2	2		2
		技術表現特論	演習	2	2		2
	実験研究	創成技術デザイン実習Ⅰ	実習	1	1	1	
		創成技術デザイン実習Ⅱ	実習	1	1	1	
		システム工学特別研究Ⅰ	実験	2	2	2	
		システム工学特別研究Ⅱ	実験	8	8		8
開設単位小計				28	28	16	12
選択科目	専門基盤	物理数学	講義	2	16単位以上	2	
		データサイエンス	講義	2		2	
		離散数学	講義	2		2	
		物理シミュレーション	講義	2		2	
		計測と制御	講義	2		2	
		ディジタル電子回路学	講義	2		2	
		知能情報処理	講義	2		2	
		画像情報処理工学	講義	2		2	
		回路システム学	講義	2		2	
		モバイルネットワーク	講義	2		2	
		ネットワーク工学特論	講義	2		2	
		数理・OR工学	講義	2		2	
		情報セキュリティ特論	講義	2		2	
	電子通信系	応用電磁気学	講義	2	18単位以上		2
		光情報処理工学	講義	2			2
		電子物性論	講義	2		2	
		集積回路工学	講義	2		2	
		マルチメディア工学	講義	2			2
		ディジタル信号処理工学	講義	2			2
		情報処理回路	講義	2			2
	情報制御系	ロボット工学特論	講義	2			2
		知的制御システム論	講義	2			2
		ソフトウェア設計工学	講義	2		2	
		人間生体工学	講義	2		2	
		音響システム工学	講義	2			2
		ヒューマンインターフェース技術	講義	2		2	
		福祉情報技術	講義	2			2
		言語処理	講義	2			2
	共同教育	インターンシップ実習 1	実習	1			1
		インターンシップ実習 2	実習	2			2
		インターンシップ実習 3	実習	3			3
		インターンシップ実習 4	実習	4			4
		プロジェクト実習	実習	2			2
		特別共同講義 1	講義	2		2	
		特別共同講義 2	講義	2		2	
		特別共同講義 3	講義	2		2	
	特別セミナー	特別実習セミナー 1	演習	1			1
		特別実習セミナー 2	演習	1			1
開設単位小計				76		76	
開設単位合計				104		104	
修得単位合計					62単位以上		

別表第3

生産システム工学専攻

(令和3年度以降入学者用)

区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当	
						1年次	2年次
必修科目	総合基盤	比較文化論	講義	2	2	2	
		技術倫理	講義	2	2	2	
		創成実践技術	講義	2	2	2	
		技術開発と知的財産権	講義	2	2		2
		エンジニア実践学	講義	2	2	2	
	コミュニケーション	上級英語	講義	2	2	2	
		スピーチ・コミュニケーション	講義	2	2		2
	自然科学	応用解析	講義	2	2	2	
		物理化学	講義	2	2	2	
		生命基礎科学	講義	2	2	2	
		地球環境科学	講義	2	2		2
	基礎工学	生産デザイン論	講義	2	2		2
		複合材料工学	講義	2	2		2
		応用情報科学	講義	2	2	2	
		計算応用力学	講義	2	2	2	
		データマイニング概論	講義	2	2	2	
	実験研究	生産システム工学実験	実験	2	2	2	
		応用プロジェクト	実験	2	2		2
		特別研究Ⅰ	実験	6	6	6	
		特別研究Ⅱ	実験	8	8		8
	開設単位小計			50	50	30	20
選択科目	機械知能系	創造設計工学	講義	2	12単位以上	2	
		数値設計工学	講義	2			2
		固体力学	講義	2		2	
		熱流動論	講義	2		2	
		高電圧工学	講義	2		2	
		デジタル制御	講義	2			2
		物性工学	講義	2		2	
		センサ工学	講義	2			2
		生産システム	講義	2			2
	建築・土木系	建設素材工学	講義	2		2	
		構造解析学	講義	2		2	
		振動解析学	講義	2			2
		地盤保全工学	講義	2		2	
		水環境工学	講義	2			2
		地域計画論	講義	2		2	
		空間計画学	講義	2		2	
		景観設計演習	演習	2			2
		環境施設設計演習	演習	2		2	
	生物・化学系	分子細胞工学	講義	2		2	
		応用微生物学	講義	2		2	
		応用生物化学	講義	2		2	
		無機化学	講義	2		2	
		有機反応化学	講義	2		2	
		分析技術学	講義	2		2	
		プロセス化学	講義	2		2	
						2	
	ICT系	電磁気現象	講義	2			2
		計算機プログラミング	講義	2			2
		電子計測技術	演習	1		1	
		情報通信技術	演習	1		1	
	共同教育	創成実践セミナー	演習	1		1	
		インターンシップⅠ	実習	1～4		1～4	
		インターンシップⅡ	実習	1～4			1～4
		研究技術インターン	実習	1		学年に関係なく	
	学外	特別実習セミナー	講義・演習	1又は2		学年に関係なく	
	開設単位小計			61～68		44～48	19～23
開設単位合計				111～118		74～78	39～43
修得単位合計					62単位以上		

別表第3

生産システム工学専攻

(平成31年度～令和2年度入学者用)

区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当	
						1年次	2年次
必修科目	総合基盤	郷土の文学と人間	講義	2	2		2
		技術倫理	講義	2	2	2	
		創成実践技術	講義	2	2	2	
		技術開発と知的財産権	講義	2	2		2
	コミュニケーション	上級英語	講義	2	2	2	
		科学技術英語	講義	2	2	2	
		スピーチ・コミュニケーションⅠ	演習	1	1		1
		スピーチ・コミュニケーションⅡ	演習	1	1		1
	自然科学	応用解析	講義	2	2	2	
		物理化学	講義	2	2	2	
		生命基礎科学	講義	2	2	2	
		地球環境科学	講義	2	2		2
	基礎工学	生産システム設計	講義	2	2		2
		生産デザイン論	講義	2	2		2
		複合材料工学	講義	2	2		2
		応用情報科学	講義	2	2	2	
実験研究	計算応用力学	講義	2	2	2		
	生産システム工学実験	実験	2	2	2		
	応用プロジェクト	実験	2	2		2	
	特別研究Ⅰ	実験	4	4	4		
	特別研究Ⅱ	実験	6	6		6	
	開設単位小計			46	46	24	22
選択科目	機械知能系	創造設計工学	講義	2	16単位以上	2	
		数値設計工学	講義	2			2
		固体力学	講義	2		2	
		機能材料	講義	2			2
		流動動	講義	2		2	
		熱移動動	講義	2		2	
		エネルギーシステム	講義	2			2
		高電圧工学	講義	2		2	
		デジタル制御	講義	2			2
		物性工学	講義	2		2	
	建設・土木系	センサ工学	講義	2			2
		建設素材工学	講義	2		2	
		構造解析学	講義	2		2	
		振動解析学	講義	2			2
		地盤保全工学	講義	2		2	
		水環境工学	講義	2			2
		地域計画論	講義	2		2	
		空間計画学	講義	2		2	
		住環境工学	講義	2			2
		景觀設計演習	演習	2			2
	生物・化学系	環境施設設計演習	演習	2		2	
		建設情報処理	講義	2			2
		分子細胞生物学	講義	2		2	
		応用微生物学	講義	2		2	
		細胞工学概論	講義	2			2
		生物化学	講義	2		2	
		応用生物化学	講義	2			2
		無機化学	講義	2		2	
		有機化学	講義	2		2	
		環境分析化学	講義	2			2
	各系共通	プロセス化学	講義	2			2
		データマイニング概論	講義	2			2
		自動制御技術	講義	2		2	
		地域経済論	講義	2		2	
		比較文化論	講義	2			2
		電磁気現象	講義	2		2	
		計算機プログラミング	講義	2			2
		科学技術者と法	講義	2		2	
		電子計測技術	演習	1		1	
		情報通信技術	演習	1		1	
	共同教育	創成実践セミナー	演習	1		1	
		エンジニア実践セミナー	講義	2		2	
		インターンシップⅠ	実習	1～4		1～4	
		インターンシップⅡ	実習	1～4			1～4
	学外	研究技術インターン	実習	1		学年に関係なく	
		特別実習セミナー	講義・演習	1又は2		学年に関係なく	
	開設単位小計			92		45～52	36～43
	開設単位合計			138		69～76	58～64
	修得単位合計				62単位以上		

別表第4

電子情報システム工学専攻 九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム

(令和5年度以降入学用)

区分 1	区分 2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当	
						1 年次	2年次
必修科目	共同設置科目	創成技術デザイン実習Ⅰ	実習	1	1	1	
		創成技術デザイン実習Ⅱ	実習	1	1	1	
		システム工学特別研究Ⅰ	実験	2	2	2	
		データサイエンス	講義	2	2	2	
		知能情報処理	講義	2	2	2	
	高専設置科目 (連携教育プログラム)	信頼性工学	講義	2	2	2	
		感性情報工学	講義	2	2	2	
		コミュニケーション英語	講義	2	2	2	
	高専設置科目	起業化と社会	講義	2	2	2	
		創造性工学	講義	2	2	2	
技術者倫理		講義	2	2	2		
開設単位小計				20	20	20	0
選択科目	高専設置科目 (連携教育プログラム)	物理数学	講義	2	13単位以上	2	
		離散数学	講義	2		2	
		回路システム学	講義	2		2	
		ディジタル電子回路学	講義	2		2	
		情報セキュリティ特論	講義	2		2	
		ネットワーク工学特論	講義	2		2	
		画像情報処理工学	講義	2		2	
		計測と制御	講義	2		2	
		電子物性論	講義	2		2	
		集積回路工学	講義	2		2	
		ソフトウェア設計工学	講義	2		2	
	高専設置科目	物理シミュレーション	講義	2	2		
		モバイルネットワーク	講義	2	2		
		数理・OR工学	講義	2		2	
		応用電磁気学	講義	2			2
		光情報処理工学	講義	2			2
		マルチメディア工学	講義	2			2
		ディジタル信号処理工学	講義	2			2
		情報処理回路	講義	2			2
		ロボット工学特論	講義	2			2
		知的制御システム論	講義	2			2
		人間生体工学	講義	2		2	
		音響システム工学	講義	2			2
		ヒューマンインターフェース技術	講義	2		2	
		福祉情報技術	講義	2			2
		言語処理	講義	2			2
		特別共同講義 1	講義	2			2
		特別共同講義 2	講義	2			2
		特別共同講義 3	講義	2			2
		特別実習セミナー 1	演習	1			1
		特別実習セミナー 2	演習	1			1
開設単位小計				60		40	28
九州大学設置科目				34	30	34	
開設単位合計				114		94	62
修得単位合計					62単位以上		

別表第 4

生産システム工学専攻 九大工学部・九州沖縄 9 高専連携教育プログラム

(令和 5 年度以降入学者用)

区分 1	区分 2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当	
						1 年次	2 年次
必修科目	共同設置科目	特別研究Ⅰ	実験	6	6	6	
		応用情報科学	講義	2	2	2	
		データマイニング概論	講義	2	2	2	
	高専設置科目 (連携教育プログラム)	上級英語	講義	2	2	2	
		スピーチ・コミュニケーション	講義	2	2		2
		応用解析	講義	2	2	2	
		物理化学	講義	2	2	2	
		計算応用力学	講義	2	2	2	
		生命基礎科学	講義	2	2	2	
		エンジニア実践学	講義	2	2	2	
創成実践技術		講義	2	2	2		
高専設置科目	比較文化論	講義	2	2	2		
開設単位小計				28	28	26	2
選択科目	高専設置科目 (機械知能系)	高電圧工学	講義	2	4単位以上	2	
		物性工学	講義	2		2	
		創造設計工学	講義	2		2	
		固体力学	講義	2		2	
		熱流動論	講義	2		2	
	高専設置科目 (建築・土木系)	建設素材工学	講義	2		2	
		構造解析学	講義	2		2	
		地盤保全工学	講義	2		2	
		地域計画論	講義	2		2	
		空間計画学	講義	2		2	
		環境施設設計演習	演習	2		2	
	高専設置科目 (生物・化学系)	分子細胞工学	講義	2		2	
		応用微生物学	講義	2		2	
		応用生物化学	講義	2		2	
		無機化学	講義	2		2	
		有機反応化学	講義	2		2	
		分析技術学	講義	2		2	
		プロセス化学	講義	2		2	
	高専設置科目 (各系共通)	電子計測技術	演習	1		1	
		情報通信技術	演習	1		1	
	開設単位小計					38	
九州大学設置科目				34	30	34	
開設単位合計				100		98	36
修得単位合計					62単位以上		

2. 熊本高等専門学校専攻科電子情報システム工学専攻における授業科目の履修方法等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校学則第60条の規定に基づき、熊本高等専門学校専攻科電子情報システム工学専攻（以下「本専攻」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の要件等について定めることを目的とする。

(授業及び単位)

第2条 授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれかにより又これらの併用により行うものとする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修などを考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修の方法)

第3条 本専攻に開設されている授業科目の履修に当たっては、年度当初の所定の期日までに、受講科目の履修届を提出しなければならない。

(試験)

第4条 定期試験は、各学期末に実施する。

2 平素の成績によって評価し得る授業科目については、試験の全部又は一部を実施しないことがある。

3 追試験は、次の各号に該当する理由により定期試験を受験できなかった者のうち、別紙様式の「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得たものに対し実施することができる。

(1) 病気（医師の診断書がある場合に限る。）

(2) 忌引

(3) その他校長がやむ得ない事情と認めた場合

(成績の評価)

第5条 成績は、授業科目毎に前条に規定する試験の成績及び平素の成績を総合して100点法で評価するものとする。

2 成績の評価は、次の表のとおりとする。

評点	評語	判定	評語の意味
90点～100点	S	合格	極めて優秀
80点～89点	A	合格	優秀
70点～79点	B	合格	良好
60点～69点	C	合格	合格に値する
0点～59点	F	不合格	合格に及ばず

3 前項の評価は、各授業科目とも出席すべき授業時間数の3分の2以上の出席をした者に対して行う。

(単位の認定)

第6条 前条第2項の規定に基づき、S、A、B又はCに評価された授業科目については、当該単位数を修得と認めるものとする。

(修了の要件等)

第7条 専攻科の修了の認定は、熊本高等専門学校専攻科委員会規則第7条に規定する専攻部会で審議の上、企画運営会議の議を経て校長が行う。

2 修了の認定にあたっては、授業科目の履修状況及び次に掲げる条件をすべて満たしていることとする。

(1) 別表に定める修得単位数の要件を満たしていること。

(2) 62単位以上修得していること。

(3) 所属する電子・情報技術応用工学コース又は電子情報技術専修コースに定める修了要件を満たしていること。

(大学で修得した単位の取扱い)

第8条 大学(放送大学を含む。)において修得した単位は、別に定めるところにより、16単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(再履修)

第9条 定期試験等でFと評価された授業科目は、再履修することができる。

2 再履修する場合は、第3条に規定する手続きを行うものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3. 熊本高等専門学校専攻科の成績評価の順位の取扱いに関する 申合せ

令和2年1月17日制定

(趣旨)

第1 この申合せは、熊本高等専門学校専攻科電子情報システム工学専攻における授業科目の履修方法等に関する規則（以下、「電子情報システム工学専攻規則」という。）第5条第5項及び熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻における授業科目の履修方法等に関する規則（以下、「生産システム工学専攻規則」という。）第6条第4項に基づき、以下のよう定める。

(成績評価の順位)

第2 授業科目の成績評価の順位は、電子情報システム工学専攻規則第5条第4項及び生産システム工学専攻規則第6条第3項に基づき、以下の計算式を用いたGPAの高点順とする。

算定式： $\{(S \text{ 評価科目の単位数} \times 4 \text{ 点}) + (A \text{ 評価科目の単位数} \times 3 \text{ 点}) + (B \text{ 評価科目の単位数} \times 2 \text{ 点}) + (C \text{ 評価科目の単位数} \times 1 \text{ 点})\} \div (\text{履修科目の合計単位数})$

2 前項の「履修科目の合計単位数」は、S、A、B、C及びFの評価を行う科目で、履修した科目の単位数とする。

3 欠課時数超過のため単位認定が行われなかった科目も、第1項の「履修科目の合計単位数」に含める。

4 第1項の算定において、同順位であった場合は、以下のとおり決定する。

(1) 次の計算式による高点順とする。

算定式： $(\text{履修科目の評点と単位数の積の総和}) \div (\text{履修科目の合計単位数})$

※ 評点：各科目のS、A、B、C及びFへの換算前の登録された評価点

(2) 上記(1)の算定においても同順位であった場合、さらに以下の①②の算定基準の順で順位を決定する。

① 総修得単位数が多い者

② S評価の科目数が多い者

5 成績の順位付けは、電子情報システム工学専攻及び生産システム工学専攻ごとに行う。

(成績評価順位対象科目)

第3 第2の算定式の対象となる科目は、以下の科目を除いた必修科目及び選択科目とする。

(1) 成績が評点や標語で表されないセミナー科目等

(2) その他、専攻科委員会で対象外と認めた科目

附 則

この申合せは、令和2年1月17日から施行する。

4. 熊本高等専門学校学生準則

平成22年2月24日制定
平成27年2月17日一部改正
平成30年6月26日一部改正
平成31年2月20日一部改正
令和3年3月18日一部改正
令和4年3月1日一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするように常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学誓約書（別紙第1号様式）を校長に提出しなければならない。

(保護者等)

第3条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

(保護者等の住所変更)

第4条 保護者等の住所に変更を生じたときは、すみやかに保護者等住所変更届（別紙第2号様式）を校長に届け出なければならない。

(保護者等の変更)

第5条 保護者等の死亡・失格又は変更を生じたときは、新たに保護者等を定めて、保護者等変更届（別紙第3号様式）を校長に届け出なければならない。保護者等が氏名を変更した場合も同様式により校長に届け出るものとする。

第3章 学生証

(学生証の携帯)

第6条 学生は、第1学年及び第4学年の初めに学生証の交付を受け、常時携帯し、求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は卒業・退学するときには、直ちに校長に返納しなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失又は汚損したときは、すみやかに学生証再交付願（別紙第4号様式）に紛失理由書を添え、校長に届け出て再交付を受けなければならない。

(貸与等の禁止)

第9条 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

第4章 休学・復学・退学及び欠席等

(休学)

第10条 学生が疾病その他の事由により、引き続き3か月（専攻科生は、45日）以上修学することができないときは、休学願（別紙第5号様式）を学級担任（「専攻科生にあっては専攻長とする。」以下同じ。）を経て校長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により休学を希望する場合は、休学願に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病のため休養を要する場合は、医師の診断書又は罹患証明書
- (2) 海外の教育施設において修学する場合は、受入れ先機関等の証明書
- (3) 経済的な理由において休学する場合は、事情を証明する書類
- (4) 学生が自発的に社会に貢献する活動に参加する場合は、活動団体等の発行する証明
- (5) その他、修学上特に校長の承認を得る必要がある場合には、理由書、学級担任教員の意見書及び保護者等の意見書等

(復学)

第11条 休学した者が休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、復学願（別紙第6号様式）を校長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学していた者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学・転学等)

第12条 学生が退学しようとするときは、退学願（別紙第7号様式）を学級担任を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学生（専攻科生を除く。）が他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとするときは、受験許可願（別紙第8号様式）を学級担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(住所変更・改氏名等)

第13条 学生が住所を変更したときは、すみやかに住所変更届（別紙第9号様式）を学級担任を経て、校長に届け出なければならない。

2 学生は、氏名の異動があったときは、戸籍抄本を添えて学生身上異動届（別紙第10号様式）を学級担任を経て、校長に届け出なければならない。

(欠席等)

第14条 学生（専攻科生を除く。）は、疾病その他の事由により欠席・欠課・遅刻又は早退をしようとするときは、事前に学級担任へ届け出なければならない。

(公欠)

第15条 学生（専攻科生を除く。）は、次の理由により欠席又は欠課するときは、公欠願（別紙第11号様式）を事前（やむを得ないときは、事後）に関係教員を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- (1) 学生会活動等、別に定める基準に従って公的理由のために、欠席又は欠課しようとするとき。
- (2) 父母近親の喪に服するとき。なお、忌引の期間は、次のとおりとする。
 - ① 血族の1親等（父母等） 7日
 - ② 血族の2親等（祖父母・兄弟・姉妹等） 3日

- ③ 血族の3親等（伯叔父母・曾祖父母等） 1日
- ④ 配偶者 7日
- ⑤ 姻族の1親等（妻あるいは夫の父母等） 3日
- ⑥ 姻族の2親等（妻あるいは夫の祖父母・兄弟・姉妹等） 1日

第5章 服装等

（服装）

第16条 学生は、登下校時には、制服を着用しなければならない。ただし、4・5年生及び専攻科生については、制服以外の服装の着用を認めるものとする。

2 制服の様式については、学生心得に示すとおりとする。

3 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての品位を損なわないように留意しなければならない。

第6章 健康及び安全

（健康診断）

第17条 学生は、常に衛生に留意し健康保持に努め、定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

（治療の命令）

第18条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

（災害防止）

第19条 学生は、常に安全に留意し、火災及び交通事故等の災害防止に努めなければならない。

第7章 学生会等

（学生会）

第20条 各キャンパスに学生会を置き、本科学学生をその会員とする。

（学生会の目的）

第21条 学生会は、学校の指導のもとに学生の健全で自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目標達成に資することを目的とする。

（学生会の目標）

第22条 学生会は、前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく豊かで規律正しいものにし、よい校風を作る態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養をつちかい、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において、自治的能力を養うとともに社会人としての資質を向上させる。

（遵守事項）

第23条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他本校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。

- (2) 学生会は、本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学校の秩序を乱すような行動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について、常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても、個人の思想・良心・身体等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、校外活動を行うにあたっては、校長の承認と学生会顧問の指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合に限り、校外団体に加入することができる。

(規約)

第24条 学生会は、規約を制定して校長の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 目標
- (4) 構成
- (5) 組織
- (6) 役員等の選出
- (7) 会議
- (8) 会費
- (9) 会計
- (10) 事業計画
- (11) 予算及び決算
- (12) 会計監査
- (13) 規約の改正手続
- (14) 規約の施行期日

(学生会の指導)

第25条 学生会は、学生主事の全般的な指導を受けるものとする。

(学生団体結成)

第26条 学生が学生会の部とは別に、本校の学生をもって会員とする体育活動、文化活動等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、学生団体結成願（別紙第12号様式）に団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、代表者2名以上の署名の上、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受け、学生会でその加盟の承認を受けなければならない。

(学生団体の解散)

第27条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その解散を命ずることがある。

(校外団体加入)

第28条 学生が、校外団体の行う活動に加入しようとするときは、校外団体加入願（別紙第13号様式）に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項を記載した文書を添え署名の上、学生主事を経て校長に提出して、その承認を受けなければならない。

なお、１年以上にわたるときは、１年毎に改めて同様式により継続願を提出しなければならない。

（校外団体加入取り消し）

第２９条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その承認を取り消すことがある。

（集会・行事）

第３０条 学生が校内又は校外において本校名又は本学生会名を使用して集会、催し物その他行事を主催し、又は参加しようとするときは、集会・行事許可願（別紙第１４号様式）を、１週間以前に代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

（集会・行事の中止）

第３１条 前条の場合、本校学生の本分に劣るような行為が認められるときは、校長は、その中止を命ずることがある。

第８章 印刷物の発行・配布及び販売

（印刷物の発行・配布及び販売）

第３２条 学生が校内外において、雑誌・新聞・パンフレットその他の印刷物を発行又は配布あるいは販売しようとするときは、当該印刷物の原稿又は現物を添え、事前に印刷物発行・配布及び販売願（別紙第１５号様式）を学生主事に願い出て、校長の承認を受けなければならない。

第９章 掲示・放送

（掲示・放送）

第３３条 学生が校内外においてビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、掲示許可願（別紙第１６号様式）に当該掲示物を添え、学生主事の承認を受けなければならない。なお、校内においては、指定した場所に掲示しなければならない。

２ 放送の場合も前項に準ずる。

３ この規定に従わない掲示物は、学生主事の指示により撤去する。

第１０章 施設・設備等の使用

（施設・設備等の使用）

第３４条 学生及びその団体が、本校の施設・設備等を使用するときは、施設・設備等使用願（別紙第１７号様式）を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備備品については、この限りではない。

２ 学生及びその団体が、本校の施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この準則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この準則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則
この準則は、平成３０年６月２６日から施行する。

附 則
この準則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則
この準則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則
この準則は、令和４年４月１日から施行する。

5. 熊本高等専門学校専攻科熊本キャンパス学生心得

専攻科学生（以下「学生」という。）は、民主的社会の形成者として、諸規則を守り、礼儀をわきまえ、相互の人格を尊重し、次のことについて留意し実行すること。

1 欠課、遅刻及び早退について

- (1) 「欠課」とは、各授業時間に全く出席しない場合をいう。
- (2) 「遅刻」とは、各授業時間の開始時刻に遅れて出席する場合をいう。
- (3) 「早退」とは、各授業時間の終了時刻より前に退出する場合をいう。
- (4) 遅刻及び早退の取扱いは、次のとおりとする。

遅刻と早退の回数の和3回を欠課1回（2時間）として処理する。

ただし、遅刻と早退の回数の和を3で除して余り2回の場合には、欠課（1時間）とし、残り1回の場合には、対処しない。

2 試験等

(1) 定期試験

ア 定期試験は、学期末に行われる。

イ 定期試験を欠席したためにやむを得ず追試験を希望する場合は、第1号様式により校長に願い出ること。

ウ 試験中、不正行為があった者の当該科目は、0点として評価する。

3 特別研究発表会の聴講に対する評価について

(1) 専攻科2年生について

ア 全時間聴講すること。

イ 遅刻又は不必要に退席した場合には、発表点（10点）を0点とする。

(2) 専攻科1年生について

ア 全員聴講すること。

イ 聴講欠席者、遅刻又は不必要に退席した場合には、特別研究中間発表会において取得した点数（10点満点）を1/2に減ずる。

4 清 掃

(1) 学生は、校内の清掃、美化に努め、教育研究環境の保持に努めること。

(2) ゴミは、所定の基準に従って分別し、決められた場所に収集すること。

5 盗難予防

(1) 学生は、盗難に十分注意し、不必要な金品の所持や持ち込みをしないこと。また、所持品には、名前を記入すること。

(2) 盗難にあった場合は、直ちに学生課に届け出ること。

6 掲示・放送

(1) 学生への周知・伝達は、掲示・電子掲示板・放送・電子メールによって行われるので、毎日一度は、掲示板等を見ること。

(2) 緊急な周知・伝達は、放送によることがあるので留意すること。

(3) 学生が掲示・放送を行うときは、学生準則第33条によること。

7 交 通

(1) 交通事故防止のため交通法規や交通マナーを厳守すること。

(2) 通学のため自転車を使用する者は、第2号様式により、バイクを使用する者は、第3号様式に任意保険への加入を証明するもの（証券の写し等）を添え、所定の期日までに専攻長に願い出ること。

(3) やむを得ず通学のため自動車を使用する者は、第4号様式に運転免許証・車両検査書の写、

任意保険（８，０００万円以上）への加入を証明するもの（証券の写し等）を添え，所定の期日までに専攻長に願い出ること。

許可にあたっては，駐車場のスペース等により台数は制限される。このため，優先順位を決めて許可されることとなるので，これを超える場合は許可されない。

- (4) 自転車，バイクの許可を受けた学生は，配付されたステッカーを所定の位置に貼付すること。

自動車の許可を受けた学生は，許可証を所定の位置に提示しておくこと。また，校内では，所定の位置に駐輪・駐車すること。

- (5) 重大な交通違反のほか，次の事項に違反した者は処分の対象となるので注意すること。

ア バイク通学の許可を受けた学生は，二人乗りを禁止する。

イ 自動車通学の許可を受けた学生は，特別な場合を除いて他人を同乗させることを禁止する。

ウ バイク，自動車通学許可を受けた学生であっても，駐輪場及び指定駐車場以外への乗り入れをしないこと。

エ バイク，自動車通学許可を受けていない学生は，土曜・日曜・長期休暇等の休日及び平日の放課後に校内（駐輪場等を含む。）への乗り入れを禁ずる。

- (6) 重大な交通事故又は交通違反のあったときは，すみやかに学生課に届け出ること。

8 学生証

- (1) 学生証は，１年生の４月に交付を受けること。

- (2) 有効期間は２年間とする。ただし，留年等により前述以外で交付を受けた場合の有効期間は，学生証に記載した有効期間とする。

- (3) 学生証裏面の注意書きを守り，紛失・汚損しないように大切に取扱うこと。再交付を受けるときは，学生準則第８条を参照のこと。

9 旅行

- (1) 海外旅行をしようとするときは，事前に第５号様式により校長に願い出ること。

- (2) 学生運賃割引証の交付を受けるときは，第６号様式により校長に願い出ること。

10 雑則

- (1) 授業開始時刻を１０分過ぎても教員が来室しないときは，科目担当教員又は学生課に連絡し指示を受けること。

- (2) 火気については特に注意し防火に努め，万一火災がおこったときは，ただちに教職員に連絡し，すみやかに避難すること。

- (3) 募金，販売などに類する行為は，事前に関係教員の許可を受けること。

附 則

この心得は，平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この心得は，平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この心得は，平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この心得は，平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この心得は，平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この心得は，平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

6. 熊本高等専門学校熊本キャンパス台風・大雨等に伴う授業の取扱いに関する申合せ

教務委員会

平成22年6月3日 制定

令和4年1月20日 一部改正

令和4年7月6日 一部改正

1. この申合せは、台風襲来や大雨時における熊本高等専門学校熊本キャンパスの授業の取扱いを定め、よって学生の登校及び下校時の事故発生を未然に防ぐことを目的とする。

2. この申合せにおいて「本キャンパス周辺地域」とは、次の区域をいう。

一次細分区域	二次細分区域	
熊本地方	熊本市	熊本市
	山鹿菊池	合志市, 山鹿市, 菊池市, 菊陽町, 大津町
	荒尾玉名	荒尾市, 玉名市, 玉東町, 和水町, 南関町, 長州町
	上益城	西原村, 御船町, 嘉島町, 益城町, 甲佐町, 山都町
	宇城八代	八代市, 宇土市, 宇城市, 美里町, 氷川町

3. 本キャンパス周辺地域に台風が接近又は襲来した場合は、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 午前6時に、本キャンパス周辺地域に暴風警報が発令されている場合、当日の授業は遠隔で実施する。ただし、遠隔で実施できない場合は休講とする。
- (2) 授業開始後、本キャンパス周辺地域に暴風警報が発令された場合、以降の授業を休講とし、学生の安全に配慮して下校あるいは校内待機を促す。
- (3) 上記(1)、(2)の規定にかかわらず、授業が困難であると教務主事が判断したときは学生課長と協議の上、校長の了承を得て授業の休講等の措置をとることができる。

4. 本キャンパス周辺地域において大雨・洪水その他の自然災害や人為的な危険が生じ、平常の授業を行うことができないと教務主事が判断したときは学生課長と協議の上、校長の了承を得て授業の休講等の措置をとることができる。

5. 公共交通機関の運休・道路状況、その他登下校の困難や危険によりやむを得ず学生が授業を欠席等（遅刻・早退を含む）した場合は、その学生の願出により公欠（校長が特に承認した場合）として取り扱うことができる。その場合、平常評価などの点で学生に不利益が生じないように特に考慮するものとする。

6. 本キャンパス周辺地域以外に居住する学生については、その居住する市町村において、午前6時に暴風警報が発令されていた場合、5. と同様の扱いとする。

附 則

この申合せは、平成22年6月3日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和4年7月6日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

第5章 履修要覧

1. 教育課程

(1) 教育課程表

電子情報システム工学専攻

(平成31年度以降入学用)

区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当	
						1年次	2年次
必修科目	総合基盤	起業化と社会	講義	2	2	2	
		創造性工学	講義	2	2	2	
		信頼性工学	講義	2	2	2	
		感性情報工学	講義	2	2	2	
		技術者倫理	講義	2	2	2	
	コミュニケーション	コミュニケーション英語	講義	2	2	2	
		技術英語	演習	2	2		2
		技術表現特論	演習	2	2		2
	実験研究	創成技術デザイン実習Ⅰ	実習	1	1	1	
		創成技術デザイン実習Ⅱ	実習	1	1	1	
システム工学特別研究Ⅰ		実験	2	2	2		
システム工学特別研究Ⅱ		実験	8	8		8	
開設単位小計				28	28	16	12
選択科目	専門基盤	物理数学	講義	2	16単位以上	2	
		データサイエンス	講義	2		2	
		離散数学	講義	2		2	
		物理シミュレーション	講義	2		2	
		計測と制御	講義	2		2	
		ディジタル電子回路学	講義	2		2	
		知能情報処理	講義	2		2	
		画像情報処理工学	講義	2		2	
		回路システム学	講義	2		2	
		モバイルネットワーク	講義	2		2	
		ネットワーク工学特論	講義	2		2	
		数理・OR工学	講義	2		2	
		情報セキュリティ特論	講義	2		2	
	電子通信系	応用電磁気学	講義	2	18単位以上		2
		光情報処理工学	講義	2			2
		電子物性論	講義	2		2	
		集積回路工学	講義	2		2	
		マルチメディア工学	講義	2			2
		ディジタル信号処理工学	講義	2			2
		情報処理回路	講義	2			2
		ロボット工学特論	講義	2			2
	情報制御系	知的制御システム論	講義	2	18単位以上		2
		ソフトウェア設計工学	講義	2		2	
		人間生体工学	講義	2		2	
		音響システム工学	講義	2			2
		ヒューマンインターフェース技術	講義	2		2	
		福祉情報技術	講義	2			2
		言語処理	講義	2			2
		共同教育	インターンシップ実習1	実習		1	18単位以上
	インターンシップ実習2		実習	2	2		
	インターンシップ実習3		実習	3	3		
	インターンシップ実習4		実習	4	4		
	プロジェクト実習		実習	2	2		
	特別共同講義1		講義	2	2		
	特別共同講義2		講義	2	2		
	特別共同講義3		講義	2	2		
	特別セミナー	特別実習セミナー1	演習	1	18単位以上	1	
		特別実習セミナー2	演習	1		1	
開設単位小計				76		76	
開設単位合計				104		104	
修得単位合計					62単位以上		

(2) 履修科目の決定

専攻科の修了及び学士の取得のために、以下のように履修科目を決定してください。

1. 教育課程表の学年別配当について

教育課程表の学年別配当にそった履修を原則とします。ただし選択科目については、1年生で2年次開設科目を履修することも可能です。また、再履修等で2年生が1年次開設科目を履修することもできます。

2. 大学等の授業科目履修について

大学等の単位を16単位まで専攻科修得単位として認めることがあります。

放送大学の履修推奨科目の単位は、専攻科の専門基盤科目又は専門科目の単位と見なされますので、学生課教務係に届け出てください。それ以外の科目の単位が専攻科の修得単位に見なされるかどうかは別途審議が必要ですので、必要書類を添えて、学生課教務係まで願い出てください。

3. 専攻科修了及び学位申請の条件

学位を申請するには、専攻科を修了すると同時に、修得した単位数について、大学改革支援・学位授与機構の定める条件を満たしている必要があります。次ページに履修科目チェックシートを用意しましたので、各要件を満たしていることを確認してください。

4. その他

成績不良により単位が取得できず、専攻科修了や学位取得ができなくなることも考えられますので、多めに科目履修しておくことが望ましいでしょう。

熊本キャンパスの本科3学科は電子情報通信系の学科により構成されているので、本科卒業生の学位（学士（工学）電気電子工学専攻または情報工学専攻）取得は問題ないようカリキュラム構成がされています。しかし、他高専卒業生の場合、学位申請に必要な専門科目の単位数の確認が必要です。（例えば、高専で修得した専門分野が本専攻科の専門と異なる場合、学位申請に必要な専門科目の単位数が不足する恐れがあります。）不明な点があれば、専攻主任に相談してください。本専攻科の修了要件は、本便覧記載事項のほかに、「電子・情報技術応用工学コース」と「電子情報技術専修コース」の各コースに特化した要件がありますので、別の履修手引きを参照してください。

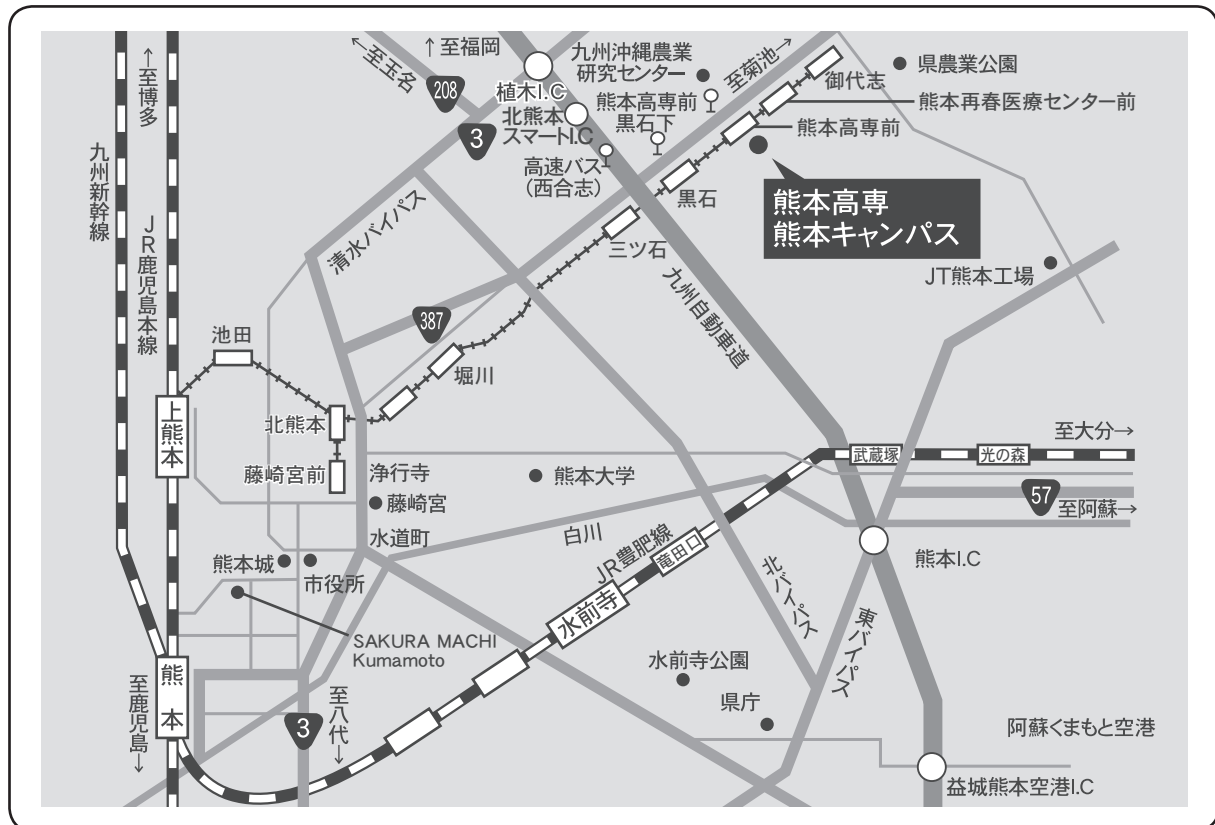
履修科目チェックシート

【学位授与申請のための単位修得の要件】

①	A	専攻科で修得した単位 62単位以上	単位
	B	「学修総まとめ科目」を含めた専門科目 31単位以上	単位
	C	「学修総まとめ科目」を含めない専門科目と関連科目 40単位以上	単位
②	本科で修得した単位と合わせ「専攻に係る単位」 62単位以上		単位
③	本科で修得した単位と合わせ「専門科目の単位以外の単位」 24単位以上		単位
④	本科で修得した単位と合わせ外国語の単位を含むこと		単位

※ 詳しくは、大学改革支援・学位授与機構が発行する「学位規則第6条第1項に規定する学士の学位の授与の特例に係る学位授与申請案内」により、確認してください。

熊本高専 熊本キャンパス案内図



■ 交通案内

① 熊本電鉄（バス）

- ア. 「熊本駅前」から C1-2・C1-3・C3-1・C3-2 系統の菊池温泉行又は菊池プラザ行（田島経由を除く。）に乗車（約 50 分）。「熊本高専前」下車，徒歩 2 分
- イ. 熊本桜町バスターミナルから C1-2・C1-3・C3-1・C3-2 系統の菊池温泉行又は菊池プラザ行（田島経由を除く。）に乗車（約 40 分）。「熊本高専前」下車，徒歩 2 分

② 熊本電鉄（電車）

- ア. 「藤崎宮前」から御代志行に乗車（約 25 分）。「熊本高専前」下車，徒歩 2 分
- イ. 「上熊本」から北熊本行に乗車（約 10 分）。「北熊本」で御代志行に乗り換え（約 20 分），「熊本高専前」下車，徒歩 2 分

③ 九州自動車道（高速バス）

- ア. 「西合志」下車，徒歩約 25 分
- イ. 「西合志」下車，菊池温泉行又は菊池プラザ行の熊本電鉄（バス）「黒石下」で乗車（約 3 分）。「熊本高専前」下車，徒歩 2 分
- ウ. 「西合志」下車，御代志行の熊本電鉄（電車）「三ツ石」で乗車（約 3 分）。「熊本高専前」下車，徒歩 2 分

④ 航空機

阿蘇くまもと空港から車で約 40 分（約 18km）